

令和6年度 試験問題 (午後の部)

注 意

(1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題裏表紙の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。

(2) 試験時間は、3時間です。

(3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第35問まで)と記述式問題(第36問及び第37問)から成り、配点は、多肢択一式が105点満点、記述式が70点満点です。

(4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄の正解と思われるものの番号の枠内をマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法でマークしてください。解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所マークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合は、消しゴムで完全に消してから、マークし直してください。答案用紙への記入に当たっては、鉛筆(2B)を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び鉛筆を使用していない解答は、無効とします。

&

(5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への記入に当たっては、黒インクの万年筆又はボールペン(たがし、インクが滲れるものを除きます。)を使用してください。他の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び、万年筆又はボールペン以外の筆記具(鉛筆等)によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。

また、答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合は、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

(6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)

(7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。また、書き損じても、補充しません。

(8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。

(9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。

(10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。

(11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

司法書士試験の水準については、平成14年改正法により憲法に関する知識が対象とされたことのほかは、基本的に変わらない。 小林昭彦・河合芳光著「注釈 司法書士法」138頁)

1 本試験分析セミナーの目的

本試験分析セミナーは、令和6年度司法書士試験の分析と令和7年度司法書士試験の対策を行うことを目的とする。

【各年度の基準点と合格点】

年度	基準点				合格点(基準点との差)
	午前の部	午後の部	記述式	合計	
H14	81(27問)	75(25問)	32.5	188.5	206.0(17.5)
H15	84(28問)	72(24問)	36.0	192.0	208.5(16.5)
H16	78(26問)	72(24問)	31.5	181.5	197.0(15.5)
H17	87(29問)	78(26問)	25.5	190.5	203.5(13.0)
H18	81(27問)	75(25問)	31.5	187.5	202.5(15.0)
H19	84(28問)	84(28問)	30.0	198.0	211.5(13.5)
H20	84(28問)	78(26問)	19.5	181.5	189.5(8.0)
H21	87(29問)	75(25問)	41.0	203.0	221.0(18.0)
H22	81(27問)	75(25問)	37.5	193.5	212.5(19.0)
H23	78(26問)	72(24問)	39.5	189.5	207.5(18.0)
H24	84(28問)	78(26問)	38.0	200.0	215.0(15.0)
H25	84(28問)	81(27問)	39.0	204.0	221.5(17.5)
H26	78(26問)	72(24問)	37.5	187.5	207.0(19.5)
H27	90(30問)	72(24問)	36.5	198.5	218.0(19.5)
H28	75(25問)	72(24問)	30.5	177.5	200.5(23.0)
H29	75(25問)	72(24問)	34.0	181.0	207.0(26.0)
H30	78(26問)	72(24問)	37.0	187.0	212.5(25.5)
H31	75(25問)	66(22問)	32.5	173.5	197.0(23.5)
R2	75(25問)	72(24問)	32.0	179.0	205.5(26.5)
R3	81(27問)	66(22問)	34.0	181.0	208.5(27.5)
R4	81(27問)	75(25問)	35.0	191.0	216.5(25.5)
R5	78(26問)	75(25問)	30.5	183.5	211.0(27.5)
R6					

* 記述式問題の配点は、H14～H20が52点、H21～R5が70点、R5～が140点である。このことから、H14～H20までの満点は262点、H21～R5の満点は280点、R6～の満点は350点となる。

[参考]

① 記述式問題の基準点 (H14以降)

	基準点/満点	満点に対する得点率
H14	32.5/52	62.5%
H15	36.0/52	69.2%
H16	31.5/52	60.6%
H17	25.5/52	49.0%
H18	31.5/52	60.6%
H19	30.0/52	57.7%
H20	19.5/52	37.5%
H21	41.0/70	58.6%
H22	37.5/70	53.5%
H23	39.5/70 平均点：39.22	56.4%
H24	38.0/70 平均点：37.61	54.2%
H25	39.0/70 平均点：38.69	55.7%
H26	37.5/70 平均点：37.18	53.5%
H27	36.5/70 平均点：36.16	52.1%
H28	30.5/70 平均点：30.05	43.5%
H29	34.0/70 平均点：33.72	48.5%
H30	37.0/70 平均点：36.91	52.8%
H31	32.5/70 平均点：32.13	46.4%
R2	32.0/70 平均点：31.74	45.7%
R3	34.0/70 平均点：33.94	48.5%
R4	35.0/70 平均点：33.83	50.0%
R5	30.5/70 平均点：29.44	43.5%
R6	/140 平均点：	

② 合格者数等

	出願者数	受験者数 ※	択一式基準点突破者数			記述式基準点突破者数	筆記試験合格者数
			午前	午後	両方		
H23	31,228	25,696	3,706	4,028	2,320	1,220	879
H24	29,379	24,048	2,992	4,101	2,169	1,145	841
H25	27,400	22,494	3,077	3,966	2,177	1,152	794
H26	24,538	20,130	2,525	4,759	2,033	1,065	762
H27	21,754	17,920	3,303	3,339	2,251	1,211	706
H28	20,360	16,725	3,114	3,960	2,280	1,150	659
H29	18,831	15,440	3,069	3,139	2,179	1,143	632
H30	17,668	14,387	2,897	3,461	2,135	1,160	620
H31	16,811	13,683	3,030	2,817	2,006	1,022	606
R2	14,431	11,494	3,643	2,234	1,952	999	593
R3	14,988	11,925	3,509	2,515	2,082	1,113	613
R4	15,693	12,727	3,642	2,876	2,316	1,160	659
R5	16,133	13,372	4,199	2,780	2,442	1,195	695
R6	16,837						

「受験者数」とは、午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。

③ 直近11回の司法書士試験の合格点等の分析

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
① 択一式問題の基準点の突破率 [出願者基準 (受験者数基準)]	7.9 (9.6)	8.2 (10)	10 (12)	11 (13)	11 (14)	12 (14.8)	12 (14.6)	13.5 (16.9)	13.8 (17.4)	14.7 (18.1)	15.1 (18.2)
② 筆記試験の合格率 [出願者基準 (受験者数基準)]	2.8 (3.5)	3.1 (3.7)	3.2 (3.9)	3.2 (3.9)	3.3 (4.0)	3.5 (4.3)	3.6 (4.4)	4.1 (5.1)	4.0 (5.1)	4.1 (5.1)	4.3 (5.1)
③ 択一式問題の基準点に達したが、記述式問題の基準点に達しなかった人数	1025	968	1040	1130	1036	975	984	953	969	1156	1247
④ 択一式問題の基準点及び記述式問題の基準点を通過したが、筆記試験合格点に達しなかった人数	358	303	505	491	511	540	416	406	500	501	500
⑤ 総合得点が筆記試験合格点以上であったが、不合格であった人数	71	95	50	65	77	66	82	62	39	58	100

* ①②は%、③④⑤は人数である。

2 令和6年度司法書士試験のデータ

(1) 午前の部

		憲(3)			民(20)			刑(3)			会社・商(9)			合計(35)		
		6	5	4	6	5	4	6	5	4	6	5	4	6	5	4
形式	組合せ	3	3	3	20	20	20	3	1	3	9	9	8	35	33	34
	単純正誤	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	2	1
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内容	知識	3	3	3	20	20	20	3	3	3	9	9	9	35	35	35
	推論	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊	計算	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	判例趣旨	3	3	3	9	9	10	3	3	3	1	0	1	16	17	17
	対話	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	1	3	0

(2) 午後の部(択一式問題)

		民訴等(7)			司書・供託(4)			不登(16)			商登(8)			合計(35)		
		6	5	4	6	5	4	6	5	4	6	5	4	6	5	4
形式	組合せ	7	7	7	4	4	4	16	16	16	8	8	8	35	35	35
	単純正誤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内容	知識	7	7	7	4	4	4	16	16	16	8	8	8	35	35	35
	推論	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊	表形式等	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1
	登記記録	-	-	-	-	-	-	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	判例趣旨	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	3	2
	対話	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	2	1	2

(3) 過去問の知識のみで正解できる問題数

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
午前 の 部	憲法(3)	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	2	2
	民法(20)	12	14	7	14	10	16	15	13	12	13	15	14	13
	刑法(3)	1	0	1	3	1	3	2	1	1	3	2	1	2
	会社法等(9)	0	1	1	3	0	2	1	0	1	1	2	3	5
	合計	13	16	9	21	11	21	18	14	15	18	19	20	22
午後 の 部	民訴法(5)	3	0	3	5	2	3	2	2	2	3	3	5	4
	民保法(1)	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1
	民執法(1)	0	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
	司書法(1)	0	1	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1
	供託法(3)	1	2	2	3	2	2	3	3	3	3	2	3	3
	不登法(16)	10	11	7	8	7	11	8	9	11	5	12	14	12
	商登法(8)	1	1	4	3	3	1	4	2	2	2	3	3	3
	合計	16	16	18	22	15	20	20	17	21	16	23	28	24

[参考]

同一の正解番号の連続

- ① 令和5年度午前の部第31問から第34問まで：正解番号5が4問連続
- ② 平成30年度午後の部第1問から第4問まで：正解番号2が4問連続
- ③ 平成30年度午後の部第23問から第27問まで：正解番号4が5問連続
- ④ 平成25年度午前の部第20問から第24問まで：正解番号2が5問連続
- ⑤ 平成17年度午後の部第1問から第4問まで：正解番号2が4問連続
- ⑥ 平成19年度午前の部第25問から第28問まで：正解番号2が4問連続

* 令和3年度においては、同一の正解番号が3個連続する部分が全くなかった。

* 令和4年度においては、同一の正解番号が3個連続する部分が1か所だけあったが（午後の部第10問から第12問まで）、供託法と不動産登記法をまたいでいる。

3 科目ごとの出題実績、出題傾向と対策等

(前注) 問題番号が囲まれているものは、過去問の知識のみで正解を導くことができる問題である。

(1) 憲法

① 出題実績

		設問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問題番号	1	H15-1-3	H21-2-エ	H28-1-イ	R2-1-ア	H20-2-イ
	2					H27-1-オ
	3	H15-3-1	H16-1-5			H28-3-オ

② 出題傾向

a 典型論点を題材とする推論問題

cf. H31-3 H29 における設問レベルの推論問題 (H29-2-ウ、H29-3-エ、H29-3-オ)

b 判例を題材とする問題

出題事項	出題実績及びその内容
結論の前提事項	R6-1-オ (メモを取る自由)、R6-2-ア～ウ (教育の自由)、R4-1-イ (顧客吸引力を排他的に利用する権利)、R4-1-ウ (著作物によってその思想等を公衆に伝達する利益)、R4-1-エ (前科)、R3-1-ウ (政教分離規定の意義)、R3-2-ウ (海外渡航の自由)、R3-2-オ (憲法 29 条 3 項の保障を要する場合)、R2-2-ア (「淫行」の意義)、R2-2-オ (憲法 31 条と行政手続)、H30-1-ア (少年法 61 条に違反する推知報道かどうか)、H27-3-⑥ (法律の範囲内といえるかどうかの判断基準)、H26-1-ア (税関検査事件：検閲の意義)、H25-1-ア (八幡製鉄事件：個人と法人の政治資金の寄付との差異)、H24-1-ア (森林法共有林事件：財産権の保障の意義)、H22-2-ア (津地鎮祭事件：政教分離の意義)、H22-2-ウ (津地鎮祭事件：「宗教的活動」の意義)、H22-2-エ (箕面忠魂碑事件：「宗教上の組織もしくは団体」の意義)
合憲性判断基準	R5-1-ウ (25 条の「生活」の具体的内容)、R3-2-ア (厳格な合理性の基準)、R3-2-イ (明白の原則)、R2-1-ウ (レベタ事件)、R2-1-エ (泉佐野市民会館事件)、H29-1 (公衆浴場法距離制限事件、酒類販売免許制事件)、H28-1-イ (外務省秘密電文漏洩事件)、H28-1-エ (日本テレビ事件)、H28-1-オ (NHK 記者証言拒絶事件)、H25-1-ウ (猿払事件)、H25-1-オ (未決拘禁者の喫煙禁止)、H24-1-イ (森林法共有林事件)、H23-1-オ (帆足計事件)
結論	上記以外の問題・設問

c 空欄語句挿入問題の出題

cf. H30-3 (条例制定権)、H29-1 (職業選択の自由に対する規制の合憲性判断の手法)、H27-3 (地方自治の本旨)、H24-2 (立法権と行政権の関係)、H22-1 (法の下での平等)、H22-3 (地方自治)、H21-2 (外国人の人権)、H19-1 (人権の私人間効力)

d 未出分野からの出題

R6-2 (学問の自由及び教育の自由)

cf. R2-2 (法定の手続の保障等)、H29-1 (職業選択の自由に対する規制の合憲性判断の手法)、H28-1 (取材の自由)、H28-2 (主権の概念)、H26-1 (検閲)、H24-1 (財産権)、H23-1 (海外渡航の自由)、H22-3 (地方自治)

③ 対 策

a 典型論点を題材とする推論問題への対策

「典型論点」には、既出論点も含まれる (H23-2 と H17-3 (内閣の法律案提出権)、H19-1 と H15-2 (人権の私人間効力))。

b 基本的事項の網羅

c 重要判例の理論及び結論の理解と暗記

④ 特別検討事項

【公権力側敗訴判例アプローチ】

その結論を合憲とする（＝公権力側（国、地方公共団体、大企業等の団体が勝訴する）判例が多いことを正誤の判断に応用する手法

具体的には、次の処理を行う。

- ① 「～は、憲法第○条に違反する。」「～違法である。」「～許されない」趣旨の設問は、誤っている設問である可能性が②よりは高いため、法令違憲判決 11 件であるかを確認し、暗記している公権力側敗訴判例で処理する。
- ② 「～は、憲法第○条に違反しない。」「～適法である。」「～許される。」趣旨の設問は、正しい設問である可能性が①よりは高いため、最初は検討しないでおく。

(参考)

* 法令違憲判決 13 件

- (a) 尊属殺重罰規定違憲判決（最大判昭 48.4.4）
- (b) 薬事法距離制限事件（最大判昭 50.4.30）
- (c) 衆議院議員定数配分規定違憲判決（最大判昭 51.4.14、最大判昭 60.7.17）
- (d) 森林法分割制限規定違憲判決（最大判昭 62.4.22）
- (e) 郵便法免責規定違憲判決（最大判平 14.9.11）
- (f) 在外選挙権制限規定違憲判決（最大判平 17.9.14）
- (g) 国籍法規定違憲判決（最大判平 20.6.4）
- (h) 非嫡出子相続分規定違憲決定（最大決平 25.9.4）
- (i) 再婚禁止期間事件（最大判平 27.12.16）
- (j) 在外国国民審査権制限規定違憲判決（最大判令 5.5.25）
- (k) 性同一性障害特例法生殖不能手術規定違憲判決（最大決令 5.10.25）
- (l) 旧優生保護法強制不妊手術規定違憲判決（最大判令 6.7.3）

【R6-1】

表現の自由に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為について、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であつて、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがある場合には、当該表現行為の事前差止めを認めても憲法第21条第1項に違反するものではない。

イ 公職の選挙に関し戸別訪問を禁止する目的は、戸別訪問という手段方法がもたらす弊害を防止し、もつて選挙の自由と公正を確保するという正当なものであるが、一律に戸別訪問を禁止することは、合理的でやむを得ない限度を超えて意見表明の自由を制約するものであり、当該目的との間に合理的な関連性があるということができず、憲法第21条第1項に違反する。

ウ 報道機関が、取材の目的で、公務員に対し、国家公務員法で禁止されている秘密漏示行為をするようそそのかす行為は、その手段方法にかかわらず正当な取材活動の範囲を逸脱するものであるから、これを処罰しても、憲法第21条の趣旨に反しない。

エ 公務員及びその家族が私的生活を営む場所であり一般に人が自由に出入りするところのできる場所ではない集合住宅の共用部分及び敷地に管理権者の意思に反して立ち入ることは、それが政治的意見を記載したビラの配布という表現の自由の行使のためであっても許されず、当該立ち入り行為を刑法上の罪に問うことは、憲法第21条第1項に違反するものではない。

オ 傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、憲法第21条第1項の規定の精神に照らして尊重されるべきであり、理由なく制限することはできない。

(参考)

憲法

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

正解：3

【R4-2】

憲法第14条第1項に規定する法の下での平等に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 障害福祉年金の受給者は児童扶養手当の受給資格を欠く旨の規定は、これにより障害福祉年金受給者とそうでない者との間に児童扶養手当の受給に関し合理的理由のない不当な差別が生じることから、違憲である。
- イ 日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した子について、父母の婚姻及び父の認知によって嫡出子の身分を取得した子には法務大臣への届出によって日本国籍の取得を認める一方で、日本国民である父から認知されただけの嫡出でない子についてはこれを認めないという区別は、我が国との密接な結び付きを有する者に限り日本国籍を付与するという立法目的との間において合理的関連性を欠き、違憲である。
- ウ ある議員定数配分の下で施行された国会議員の選挙において投票価値の平等につき違憲状態が生じていたとしても、その選挙が実施されるまでにその定数配分の見直しが行われなかったことが国会の裁量権の限界を超えないと、憲法に違反しないと認められる場合がある。
- エ 嫡出でない子の法定相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする規定は、民法が採用する法律婚の尊重と嫡出でない子の保護との調整を図ったものであり、立法府に与えられた合理的な裁量の限界を超えるものではなく、憲法に違反しない。
- オ 尊属に対する殺人罪のみその法定刑を加重して死刑又は無期懲役とする規定は、尊属に対する尊重報恩という道義を保護するという立法目的が不合理であり、違憲である。

(参考)

憲法

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2・3 (略)

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

正解：3

【R3-1】

思想・良心の自由又は信教の自由に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした宗教法人に対し、裁判所が解散を命ずることは、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わせ、信者の宗教上の行為を法的に制約するものとして、信教の自由を保障する憲法第20条第1項に違背する。

イ 公立学校において、学生の信仰を調査詮索し、宗教を序列化して別段の取扱いをすることは許されないが、学生が信仰を理由に剣道実技の履修を拒否する場合に、学校が、その理由の当否を判断するため、単なる怠学のための口実であるか、当事者の説明する宗教上の信条と履修拒否との合理的関連性が認められるかどうかを確認する程度の調査をすることは、公教育の宗教的中立性に反するとはいえない。

ウ 憲法第20条第3項の政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、私人に対して信教の自由そのものを直接保障するものではないから、この規定に違反する国又はその機関の宗教的活動も、それが同条第1項前段に違反して私人の信教の自由を制限し、あるいは同条第2項に違反して私人に対し宗教上の行為等への参加を強制するなど、憲法が保障している信教の自由を直接侵害するに至らない限り、私人に対する関係で当然には違法と評価されるものではない。

エ 企業が、労働者の採否を決定するに当たり、労働者の思想、信条を調査し、労働者からこれに関連する事項についての申告を求めることは、労働者の思想、信条の自由を侵害する行為として直ちに違法となる。

オ 裁判所が、名誉毀損の加害者に対し、事態の真相を告白し陳謝の意を表明する内容の謝罪広告を新聞紙に掲載するよう命ずることは、加害者の意思決定の自由ないし良心の自由を不当に制限するものとして許されない。

(参考)

憲法

第20条 (略)

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

正解：3

【R2-1】

表現の自由に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 公務員及びその家族が私的生活を営む場所である集合住宅の共用部分及び敷地に管理権者の意思に反して立ち入ることは、それが政治的意見を記載したビラの配布という表現の自由の行使のためであっても許されず、当該立入り行為を刑法上の罪に問うことは、憲法第21条第1項に違反するものではない。
- イ 著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書について、自動販売機への収納を禁止し、処罰する条例の規制は、成人に対する関係では、表現の自由に対する必要やむを得ない制約とはいえないものとして、憲法第21条第1項に違反する。
- ウ 様々な意見、知識、情報に接し、これを摂取することを補助するためにする筆記行為の自由は、憲法第21条第1項の規定によって直接保障されている表現の自由そのものとは異なるものであるから、その制限又は禁止には、表現の自由に制約を加える場合に一般に必要なとされる厳格な基準が要求されるものではない。
- エ 集会の用に供される公共施設につき、公の秩序を乱すおそれがある場合には使用を許可してはならないとする条例の規制は、「公の秩序を乱すおそれがある場合」について、集会の自由を保障することの重要性よりも、集会の開催により人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解釈し、その危険の程度としては、明らかな差し迫った危険が発生することが具体的に予見されることが必要であると解する限り、憲法第21条第1項に違反するものではない。
- オ 一定の記事を掲載した雑誌その他の出版物の印刷、製本、販売、頒布等の仮処分による事前差止めは、憲法第21条第2項前段が絶対的に禁止する検閲に該当するものであり、許されない。

(参考)

憲法

第21条 (略)

- 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

正解：3

【R2-2】

法定の手続の保障等に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 「何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつの行為をしてはならない。」とし、その違反者に対して刑罰を科す条例について、「淫行」の意義を青少年に対する性行為一般をいうものと解釈することは、通常の判断能力を有する一般人の理解に適用ものであり、処罰の範囲が不当に広過ぎるとも不明確であるともいえないから、この条例は憲法第31条に違反しない。

イ 被告人以外の第三者の所有物の没収は、被告人に対する付加刑として言い渡され、その刑事処分の効果が第三者に及ぶものであるから、当該第三者についても告知、弁解、防御の機会を与えることが必要であり、その機会なくして第三者の所有物を没収することは、適正な法律手続によらないで財産権を侵害する制裁を科することにほかならないから、憲法第31条に違反する。

ウ 刑事裁判において、証人尋問に要する費用、すなわち証人の旅費、日当等は、全て国家がこれを支給すべきものであり、刑の言渡しを受けた被告人に訴訟費用としてその全部又は一部を負担させることは、憲法第37条第2項に違反する。

エ 個々の刑事事件について、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害せられたと認められる異常な事態が生じた場合には、裁判の遅延から被告人を救済する方法を具体的に定める法律が存在しなくても、憲法第37条第1項に基づいて、その審理を打ち切ることが認められる。

オ 憲法第31条の定める法定手続の保障は、刑事手続に関するものであるから、行政手続は、同条による保障の枠外にある。

(参考)

憲法

第31条 (略)

第37条 (略)

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

正解：4

(2) 民法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	4	H31-4-ア	H24-4-イ	H27-4-オ参照	H31-4-エ	H29-20-ア参照
	5	H2-16-5	H31-5-エ	H24-5-イ		H21-4-イ
	6	H10-3-1	H6-6-2	H24-6-ア		H29-6-ウ
	7	S58-10-2		R2-8-オ	S63-15-4	H21-7-イ
	8					R2-9-ウ
	9	H1-4-2			H17-10-イ	S63-13-4
	10	H30-11-エ	H28-7-ウ	H24-10-エ	H11-10-3	
	11	H13-9-ウ	H23-11-4		H26-15-オ	H27-12-ア
	12			H28-11-イ	H10-12-オ	R2-11-ア
	13	H31-14-ア	H31-13-イ	H29-18-ウ		H13-12-オ
	14	H22-11-イ	H31-14-ウ	H2-20-3	H25-13-エ	H25-13-オ
	15	H18-16-イ		S61-23	S57-10-1	S62-5-4
	16		H14-16-イ	H30-16-オ		
	17		H27-17-エ			R2-16-エ
	18		H5-11-1・5	H5-11-3	H5-11-2	
	19					
	20	H25-4-オ				
	21	H17-22-エ		H20-21-エ		H17-22-イ
	22		H22-22-ア		H1-23-4	
	23					

② 出題傾向

a 同一の論点を題材とする推論問題の出題

差押えと相殺	H20-19、H16-18、H12-5
表見代理と無権代理	H17-5、H10-2
物権的請求権の内容	H18-9、H3-7
絶対的構成と相対的構成	H20-4、H12-4
遺産分割と登記	H21-8、H10-13
盗品等の所有権の帰属	H21-10、H7-10
抵当権の効力が及ぶ範囲	H21-13、H14-5
転賃の法律構成	H22-14、H3-17
取消しと登記	H23-7、H13-5
不動産の仮差押えによる時効中断の効力	H25-6、H12-2

b 判例趣旨問題の出題

【R5-16-ウ】

詐害行為取消権に基づく受領物返還債務の債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

正しい

(最判平30.12.14)

c 対話問題の出題数の変化

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
5	4	5	7	1	1	3	3	2	0	1	2	4	1	0	2	1

d 既出知識の出題

前記①参照

e 改正事項の出題

- R6-8-エ(設備設置権)、R6-9-ウ(裁判所における価格賠償による共有物分割)、R6-16(詐害行為取消権)、R6-17-イ・ウ(個人根保証契約)、R6-17-エ・オ(事業のために負担する債務の保証)、R6-23(特別の寄与)
- cf. R5-5-エ(詐欺)、R5-6-オ(無権代理)、R5-7-ア(遺産分割)、R5-10-イ・ウ・オ(共有)、R5-16-イ(指図債権)、R5-17-イ・エ(債権者代位権)、R5-18-オ(請負)、R5-19-エ(委任)、R5-20-ウ(特別養子)
- cf. R4-4(未成年者)、R4-6(時効)、R4-16(多数当事者の債権及び債務)、R4-18(使用貸借)
- cf. R3-5(錯誤)、R3-6(消滅時効)、R3-16(弁済)、R3-17(相殺)、R3-18(売買)、R3-19(賃貸借)、R3-23(遺言執行者)
- cf. R2-7-7(詐欺による取消し前の第三者の要件)、R2-16(保証人に対する情報提供義務)、R2-17(定型約款)、R2-18(解約手付)、R2-19(消費貸借契約)

f 計算問題の出題

H13-13	共同抵当：配当額	H24-14	共同抵当：配当額
H14-9	抵当権の処分：配当額	H24-23	相続分
H15-18	連帯債務：債務額	H25-16	連帯債務：債務額
H15-24	相続分	H25-22	相続分
H16-22	遺留分：遺留分額等	H28-14	共同抵当
H20-16	共同抵当：配当額	H29-12	抵当権の処分：配当額
H20-24	遺留分：遺留分額等	H29-23	遺留分：遺留分額等
H22-13	抵当権の処分：配当額	H31-23	相続分

③ 対策

- a 正確な知識(複雑な事例問題、単純正誤問題及び個数問題への対処)
- b 過去問演習と分析

[筆記試験問題の公開について（平成11年4月法務省民事局）]

法務省では、平成11年度から、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について、受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は、多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが、特に多肢択一式選択問題については、その性質上、過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと、また、公開すれば、過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰め込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから、従来、非公開としてきましたが、受験者からの要望などを踏まえて、司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成11年度から公開することとしたものです。なお、試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

c 既出及び未出の判例の理解と暗記

後掲＜民法の重要判例（平成25年1月～現在）＞参照

④ 特別検討事項

a 複雑な事例問題

R6-16（許害行為取消権）

なお、近年は、時効を題材とする複雑な事例問題が出題されることが多い（H30-15、H29-6、H28-6、H26-6、H25-6）。

【R6-16】

債権者Aが債務者Bに対して有する金銭債権を保全するための詐害行為取消権の行使に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア BがCから新たに借入れを行うと同時に同額の担保を供与した場合において、当該借入れ及び担保供与によりBが他の債権者を害することとなる処分をするおそれを現に生じさせたときは、Aは、BとCとが通謀して他の債権者を害する意図をもってこれを行ったときに限り、BのCに対する当該担保供与行為について詐害行為取消請求をすることができる。

イ Bが支払不能の時にCに対する債務を弁済したが、その後、Bが支払不能の状態から回復した場合には、Aは、BのCに対する当該弁済について詐害行為取消請求をすることができない。

ウ BがCに対して負う1000万円の債務について、時価3000万円の甲土地をもって代物弁済をした場合において、B及びCがAを害することを知っていたときは、Aは、Bが支払不能の時に当該代物弁済をしたときに限り、債務額を超える2000万円の部分について詐害行為取消権を行使して価額の償還を請求することができる。

エ Bが、Aを害することを知って唯一の資産である甲土地を市場価格よりも著しく低額でCに売却し、その後、DがCから甲土地を買い受けた場合には、Aは、C及びDが、甲土地をそれぞれ取得した当時、Bの行為が債権者を害することを知っていたときに限り、Dの当該買受け行為について詐害行為取消請求をすることができる。

オ BがCにした1000万円の金銭債務に対する弁済について、Aが詐害行為取消権を行使し、Cから直接支払を受けた場合には、Aは、Bに対して有する債権と、支払を受けた金銭についてのBのAに対する返還請求権とを対当額で相殺することができる。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

正解：1

b 不動産の物権変動

H14	全般	H26	取得時効
H15	—	H27	取消し及び解除等
H16	全般(詐欺、遺言)	H28	全般
H17	全般(取消し、解除等)	H29	全般
H18	取得時効	H30	—
H19	二重譲渡	H31	全般
H20	全般(詐欺、相続等)	R2	全般
H21	遺産分割	R3	全般
H22	解除	R4	全般
H23	取消し	R5	不動産の物権変動
H24	全般	R6	—
H25	相続関係と登記		

c 用益権

H18	賃借権、地上権	H28	地上権
H19	—	H29	地上権、地役権
H20	地役権	H30	地役権
H21	(通行)地役権	H31	—
H22	地上権、永小作権、賃借権	R2	— cf. R2-9: 相隣関係
H23	地役権	R3	地上権又は地役権
H24	地上権、地役権	R4	地上権、配偶者居住権
H25	地上権、賃借権	R5	—
H26	地上権、永小作権、地役権	R6	地役権
H27	地役権		

d 物上代位

H21-15-ウ	譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H23-13-オ	賃料債権に対する物上代位権の行使の時期
H23-13-エ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H23-13-ウ	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H24-13-オ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H24-11-エ	動産売買の先取特権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H25-12	物上代位に関する未出判例
H26-12-オ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H27-15-7	集合動産譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H28-12-ウ	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H28-12-オ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H29-18-ウ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H30-12-エ	動産売買の先取特権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H30-14-7	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H31-15-7	集合動産譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
R3-13-ウ	賃料債権に対する物上代位権の行使の時期
R3-13-オ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
R6-13-ウ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
R6-13-エ	配当要求の方法による物上代位権の行使

関連判例

一般債権者による債権の差押えの処分禁止効は差押命令の第三債務者への送達によって生ずるものであり、他方、抵当権者が抵当権を第三者に対抗するには抵当権設定登記を経由することが必要であるから、債権について一般債権者の差押えと抵当権者の物上代位権に基づく差押えが競合した場合には、両者の優劣は一般債権者の申立てによる差押命令の第三債務者への送達と抵当権設定登記の先後によって決せられ、その差押命令の第三債務者への送達が抵当権者の抵当権設定登記より先であれば、抵当権者は配当を受けることができない（最判平 10.3.26）。

e 法定地上権

H12-16、H16-16、H17-15、H21-14、H23-14、H25-14、H26-13、H28-13、H29-13、R4-12

関連判例

- ① 所有者が土地及び地上建物に共同抵当権を設定した後に立て替えた新建物に土地の抵当権と同順位の共同抵当権を設定した場合であっても、新建物についての抵当権の被担保債権に優先する国税について執行裁判所に対し交付要求がされたときには、新建物のために法定地上権は成立しない（最判平9.6.5）。
- ② 土地をABC（BCは、Aの妻子）が共有し、地上の建物をAが別の8名の共有者と共有していた事案について、BCがその持分に基づく土地に対する使用収益権を事実上放棄し、Aの処分委ねていたことなどにより法定地上権の成立をあらかじめ容認していたとみることができるような特段の事情がある場合でない限り、共有土地について法定地上権は成立しない（最判平6.12.20）。

f 譲渡担保

H11-9	譲渡担保全般
H12-17	構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権と動産売買先取特権に基づいてされた動産競売の不許を求める第三者異議の訴え
H18-14	担保物権の通有性
H19-12-イ・ウ	後順位譲渡担保権者による私的実行、集合動産譲渡担保
H21-15	譲渡担保全般
H22-12-オ	清算金支払請求権と譲渡担保
H23-15	集合動産譲渡担保
H24-15	譲渡担保全般
H25-12-4	集合物譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H26-15	不動産を目的とする譲渡担保
H27-15	譲渡担保
H28-15	譲渡担保
H29-15	非典型担保（ただし、イ：代理受領）
H31-15	集合動産を目的とする集合物譲渡担保権
R2-15	債務者が設定した譲渡担保権
R3-15	譲渡担保権
R4-15	譲渡担保権
R6-11-エ	清算金支払請求権を被担保債権とする留置権

関連判例

買戻特約付売買契約の形式が採られていても、目的不動産の占有の移転を伴わない契約は、特段の事情のない限り、債権担保の目的で締結されたものと推認され、その性質は譲渡担保契約である（最判平 18.2.7）。

g 改正（物権関係、債権関係、特別養子関係、相続関係）

【R6-23】

特別の寄与に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aには、配偶者B及び子Cがあり、BがAに対して無償で療養看護をしていたところ、Aが死亡し、B及びCがAを相続した。この場合において、Bが療養看護をしたことによりAの財産の維持又は増加に特別の寄与をしたと認められるときは、Bは、Cに対し、特別寄与料の支払を請求することができる。

イ Aには、子B及びCがあり、Cの配偶者DがAに対して無償で療養看護をしていたところ、Aが死亡し、B及びCがAを相続した。この場合において、Dが療養看護をしたことによりAの財産の維持又は増加に特別の寄与をしたと認められるときは、Dは、B及びCに対し、特別寄与料の支払を請求することができる。

ウ Aには、子Bがあり、Aの弟であるCが定期的にA名義の預金口座に現金を振込送金し、生活費の援助をしていたところ、Aが死亡し、BがAを相続した。この場合において、CがAの生活費を援助したことによりAの財産の維持又は増加に特別の寄与をしたと認められるときは、Cは、Bに対し、特別寄与料の支払を請求することができる。

エ 特別寄与者と相続人との間で特別寄与料の支払について協議が調わない場合には、特別寄与者は、法定の期間内に、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。

オ 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

正解：2

h 親子関係

関連判例

- ① 保存された男性の精子を用いて当該男性の死亡後に行われた人工生殖により女性が懐胎し出産した子と当該男性との間に、法律上の親子関係の形成は認められない（最判平 18.9.4）。【H31-20-3、H20-22】
- ② 女性が自己以外の女性の卵子を用いた生殖補助医療により子を懐胎し出産した場合においても、出生した子の母は、その子を懐胎し出産した女性であり、出生した子とその子を懐胎、出産していない女性との間には、その女性が卵子を提供していたとしても、母子関係の成立は認められない（最決平 19.3.23）。【H31-20-4】
- ③ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、妻との性的関係の結果もうけたものであり得なくても、夫の子と推定される（最決平 25.12.10）。
- ④ 認知者は、民法 786 条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異なる（最判平 26.1.14）【H30-21-ア】。
- ⑤ 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要があるものではないから、上記の事情が存在するからといって、772 条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26.7.17）。【H31-20-5】
- ⑥ 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、子が、現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要があるものではないから、上記の事情が存在するからといって、772 条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26.7.17）。【H31-20-5】
- ⑦ 嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる（最判令 6.6.21）。

h 後見関係

H12-22（親権又は未成年者の後見）、H14-20（未成年後見人と成年後見人）、H22-21（未成年後見及び成年後見）、H27-21（成年後見）、H28-21-ウ（未成年後見人）、H29-21（未成年後見）、R4-21（成年後見監督人）、R5-21（未成年後見）

(3) 刑法

① 出題実績

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	24		H25-25-エ	H21-25-イ	H24-25-ウ	H29-25-オ
	25	H22-26-ア	H25-24-エ		H22-26-オ参照	H30-26-エ
	26				S63-28-1 参照	S63-28-5 参照

② 出題傾向

a 判例趣旨問題の出題

b 財産罪の出題

H12	窃盗罪	H25	—
H13	強盗罪	H26	詐欺罪
H14	詐欺罪	H27	強盗罪
H15	不動産侵奪罪	H28	窃盗罪
H16	窃盗罪	H29	横領罪等
H17	恐喝罪	H30	—
H18	詐欺罪	H31	—
H19	窃盗罪、盗品等に関する罪	R2	詐欺罪
H20	窃盗罪、横領罪	R3	強盗罪、盗品等に関する罪
H21	詐欺罪	R4	窃盗罪
H22	強盗罪	R5	親族間の犯罪（窃盗罪、盗品等運搬罪、業務上横領罪）
H23	窃盗罪	R6	—
H24	—		

c 長期間隔論点の出題（及び再出題）

R6-26（毀棄及び隠匿の罪）

cf. R5-24（刑法の適用範囲）、R4-24（因果関係）、R3-24（責任）、R2-24（責任）、H31-25（放火）、H30-25（自首）、H29-24（住居侵入罪等）、H28-24（間接正犯）、H28-26（国家的法益に対する罪）、H26-25（罪数）、H25-24（因果関係）、H24-26（放火罪）、H23-24（故意）、H23-25（住居侵入罪等）

③ 対策

a 事例問題への対策

b 過去に出題されたテーマに関する判例の理解と暗記

c 平成25年の一部改正(刑の一部の執行猶予制度の創設等)

平成28年6月1日施行

d 平成29年の一部改正(性犯罪規定)

平成29年7月13日施行

R4-25（強制わいせつ罪又は強制性交等罪）

e 令和4年の一部改正

令和4年7月7日施行（侮辱罪への懲役・禁固刑の導入）

* 懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて創設された拘禁刑に関する改正は、まだ施行されていない（令和7年6月17日までに施行）。

e 令和5年の一部改正(性犯罪規定)

「強制性交等」を「不同意性交等」に改める等の改正

令和5年7月13日施行

④ 特別検討事項

なし

(4) 会社法及び商法

① 出題実績（会社法の出題が開始された H18 以降の過去問に限る。）

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	27	H22-27-ア	H22-27-オ			R3-27-オ参照
	28					
	29				H28-29-オ	H28-29-ア
	30		R5-28-ウ		H31-30-オ	
	31			H20-34-イ	H20-34-ア参照	
	32					
	33	H29-33-ア	R3-33-ア		H27-32-ウ	
	34					H19-35-エ
	35	R4-35-ア	H23-35-エ	R2-35-ア	H31-35-ウ	

② 出題傾向

a 頻出論点の定着

設 立	H18-32、H19-28、H20-28、H21-27、H22-27、H23-27、H24-27、H25-27、H26-27、H27-27、 H28-27、H29-27、H30-27、H31-27、R2-27、R3-27、R4-28、R5-27、 R6-27
株 式	H18-30、H19-29、H19-30、H20-29、H20-30、H20-31、H21-28、H22-28、H23-28、H24-28、 H25-28、H25-29、H26-28、H26-29、H27-28、H28-28、H28-29、H29-28、H29-29、H30-28、 H31-28、R2-28、R3-28、R4-28、R4-29、R5-29、 R6-29
機関・役員等	H18-31、H18-33、H18-35、H19-31、H20-32、H20-33、H20-34、H21-29、H22-29、H22-30、 H22-31、H23-30、H23-31、H24-30、H24-31、H25-30、H25-31、H25-32、H26-30、H26-31、 H27-29、H27-30、H28-30、H28-31、H29-30、H29-31、H30-30、H30-31、H31-31、R2-29、R2- 30、R3-30、R3-31、R4-30、R4-31、R5-30、R5-31、 R6-30、R6-31
計 算	H18-28、H19-32、H21-30、H22-32、H23-32、H29-32、H31-32、R4-32
持 分 会 社	H19-34、H20-35、H21-31、H23-34、H24-33、H25-34、H26-32、H27-32、H28-32、H29-33、 H30-32、H31-33、R2-32、R3-33、R4-33、R5-32、 R6-33
組織再編行為	H18-29、H19-35、H21-33、H21-34、H23-33、H24-34、H25-33、H26-34、H27-34、H28-33、 H29-34、H30-34、H31-34、R2-34、R4-34、R5-34、 R6-34

b 商法の14年連続出題

R6-35 (商行為)

cf. R5-35 (商人の商号)、R4-35 (商人の商業使用人)、R3-35 (倉庫営業)、R2-35 (匿名組合)、H31-35 (商法上の仲立人)、H30-35 (場屋営業)、H29-35 (商号)、H28-35 (商人の支配人)、H27-35 (商事消滅時効)、H26-35 (商行為)、H25-35(商行為)、H24-35(商業使用人)、H23-35(商人間の売買)、H22-35(問屋及び商事仲立人)、H21-35(商人)

c 判例趣旨問題の出題

R6-28 (譲渡制限株式の譲渡に係る承認)

cf. R5-28 (定款)、R4-31 (取締役)、R3-27 (株式会社の設立) H31-30 (株主による議決権の行使)、H31-31 (取締役会)、H30-28 (非公開会社である取締役会設置会社における株式の取得)、H30-30 (株式会社と取締役との間の取引)、H28-28 (株式の担保化)、H27-31 (株式会社の解散と清算)、H27-35 (商事消滅時効)、H26-28 (株式の相続による共有)、H26-31 (取締役の忠実義務)、H26-35 (商行為)、H25-32(会社法 429 条 1 項の法意)、H25-35(商行為)、H24-30(利益相反取引)、H24-32(事業譲渡)、H24-35(商業使用人)、H23-35(商人間の売買)、H22-31(表見取締役の責任)、H22-34(会社法上の訴え)、H21-35(商人)

d 平成26年会社法一部改正の出題（商業登記法の択一式問題を含む。）

出題なし

平成26年の会社法一部改正

改正事項

- ① 子会社等及び親会社等の定義の創設
- ② 監査等委員会設置会社制度【R5-pm37、R4-pm30-エ、R4-am31-エ、R4-am31-イ、R3-am31、R2-am29-ア・イ、R2-am31-ア、R2-pm29-イ、H30-am30-ウ、H28-am31、H28-pm37】
- ③ 社外取締役及び社外監査役の要件【H30-pm37】
- ④ 発行可能株式総数【株式の併合関係：H30-pm37】
- ⑤ 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等
- ⑥ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
- ⑦ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- ⑧ 全部取得条項付種類株式の取得
- ⑨ 特別支配株主の株式等売渡請求【R3-am28】
- ⑩ 株式の併合により端数となる株式の買取請求
- ⑪ 募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約【H29-pm30-ア、H28-pm31-イ】
- ⑫ 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等【R2-am28-ウ、H28-pm31-ウ】
- ⑬ 仮装払込みによる募集株式の発行等【R2-am27-ウ・エ・オ、R2-am28-オ、H28-am27-エ】
- ⑭ 新株予約権無償割当てに関する割当通知【H29-pm31-エ】
- ⑮ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
- ⑯ 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定【R2-am30-ア、H27-pm29-イ】
- ⑰ 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- ⑱ 取締役及び監査役の責任の一部免除
- ⑲ 親会社による子会社の株式等の譲渡【R3-am32-エ】
- ⑳ 会社分割等における債権者の保護【R2-am34-エ・オ、H28-am33-エ】
- ㉑ 組織再編等の差止請求【R4-am34-4】
- ㉒ 略式組織再編、簡易組織再編等における株式買取請求【H31-am34-エ、H30-am34-イ】
- ㉓ 準備金の計上に関する特則
- ㉔ 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格【H28-am34】
- ㉕ 株主代表訴訟の原告適格の拡大等
- ㉖ 監査役の監査の範囲に関する登記【H30-pm32-イ、H27-am30-イ】

e 令和元年会社法一部改正の出題（商業登記法の択一式問題を含む。）

【R6-31-7】

成年被後見人は、監査役となることができない。

× (335 I、331 I)

(参考)

【R4-31-ウ】

成年被後見人及び被保佐人は、取締役となることができない。

× (331 I)

令和元年の会社法一部改正

改正事項

- ① 株主総会資料の電子提供制度の創設等【R5-am30-エ(株主提案権関係)】
- ② 上場会社等において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を取締役会で決定することの義務付けその他取締役の報酬等に関する規律の見直し
- ③ 会社補償に関する規定の創設
- ④ 役員等のために締結される保険契約に関する規定の新設
- ⑤ 業務執行の社外取締役への委託に関する規定の新設
- ⑥ 上場会社等において社外取締役を置くことの義務付け
- ⑦ 社債管理補助者制度の創設
- ⑧ 株式交付制度の創設【R4-pm32-イ、R5-pm33】
- ⑨ 取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監査役等の同意を得なければならないこととする規定の新設
- ⑩ 議決権行使書面等の閲覧等の請求権の濫用的な行使を制限するための規律の新設
- ⑪ 全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合における事前開示事項の拡充
- ⑫ 新株予約権に関する登記事項についての規律の見直し
- ⑬ 会社の支店の所在地における登記の廃止
- ⑭ 成年被後見人及び被保佐人についての取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備【R4-am31-ウ、R5-pm31-エ、R6-31-7】

f 会社法の立案担当者の見解の出題

R6-29-7 (株式の併合の割合)

cf. R5-29-オ

cf. R3-32-エ

cf. R2-29-オ

cf. H31-34-ウ

cf. H30-27-オ、H30-34-オ

cf. H29-27-ア、H29-29-1、H29-29-2、H29-29-5

cf. H28-27-エ、H28-28-ア、H28-32-4、H28-32-5、H28-33-ア、H28-33-エ

③ 対策

a 会社法の正確な理解と暗記

過去問等の演習

b 商法の対策

c 旧商法下の判例の理解と暗記

d 令和元年会社法改正

④ 特別検討事項

a 問題文導入部

	会社法	商業登記法
H18	【注】 第28問から第35問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。	【注】 第28問から第35問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。
H19	—	—
H20	第28問から第35問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答すること。 ※	—
H21	—	—
H22	—	第28問から第33問までについては、問題文中の株式会社には特例有限会社を含まないものとして、解答しなさい。
H23 ～ R5	第27問から第34問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。	—
R6		第28問から第35問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。

※ H20-31-ウは、「株式会社が株式の分割をする場合において、株式買取請求をすることが認められるときがある。」という問題であった。

「問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答する」以上、H20-31-ウは、種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはないものとし、当該定款の定めがない以上、株式の分割をする場合において、株式買取請求権をすることが認められるときはない(=誤り)と判断するはずである。

しかし、法務省は、H20-31-ウを「正しい」と判断することを前提として出題している。

b 未出の知識の出題の変遷

【R4-27-エ】

株式会社を設立する場合において、設立時発行株式と引換えにする金銭の払込みの取扱いをした銀行に支払うべき手数料を設立後の株式会社が負担するためには、当該手数料を定款に記載し、又は記録しなければならない。

② 相対的記載事項(28)

会社法の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項

①	現物出資に関する事項 ※1
②	財産引受けに関する事項 ※2
③	発起人が受ける報酬その他の特別の利益
④	株式会社の負担する設立に関する費用 ※3

※1 現物出資は、発起人のみがすることができ、募集設立において、設立時募集株式の引受人がする出資は、金銭に限られる（34 I、58 I ②③、63）。

※2 定款に記載のない財産引受けは、無効であり（最判昭 36.9.15）、成立後の株式会社が追認をしても、有効となることはない（最判昭 42.9.26）。この無効は、株式会社側のみならず、譲渡人(売主)側からも主張できる（最判昭 43.5.28）。

※3 定款の認証の手数料【H31-27-ア】のほか、(a)定款に係る印紙税、(b)設立時発行株式と引換えにする金銭の払込みの取扱いをした銀行等に支払うべき手数料及び報酬、(c)裁判所により決定された検査役の報酬【R3-27-ア】、(d)株式会社の設立の登記の登録免許税を除く（施規 5）。

(5) 民事訴訟法、民事執行法及び民事保全法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1	H3-2-1	H24-1-イ	S63-6-5	H24-1-オ	H4-3-3
	2	H27-1-ア			H16-1-イ	H16-3-ア
	3	H31-3-ア	H4-4-3 参照	H31-4-オ	R2-3-ウ	H24-5-イ
	4	H14-1-エ			H16-2-イ	H29-3-イ
	5	H21-5-ア				H13-5-オ
	6	H31-6-ウ	R2-6-ア	R2-6-オ		
	7					

② 出題傾向

a 過去問レベルの知識の出題

b 判例趣旨問題の出題

R6-4 (裁判によらない訴訟の完結)

cf. R5-2 (共同訴訟)、R4-3 (訴えの利益)、R4-4 (控訴)、R3-4 (書証)、R3-5 (第一審の民事訴訟手続における判決又は決定)、R2-1 (送達)、R2-2 (弁論主義)、R2-5 (既判力)、H31-2 (処分権主義)、H31-3 (口頭弁論)、H31-5 (裁判によらない訴訟の完結)、H30-1、H30-2、H30-3、H29-4、H28-1、H28-2、H28-3、H28-5、H28-6

c 近年の改正法の出題

d 民事執行法の総論又は総論的論点の出題

③ 対 策

a 過去問の徹底的な演習と分析

b 判例の理解と暗記

c 未出の改正事項の習得

[近年の改正法からの出題(民事訴訟法)]

改正年	内 容	出題実績
H15	計画審理	—
	証拠収集等の手続	H18-3
	専門委員	—
	鑑定	—
	知的財産権関係事件の管轄等	—
	簡易裁判所の機能の充実	H29-3-オ (和解に代わる決定)
H16	民事訴訟手続等のオンライン化	—
	督促手続のオンライン化	—
	その他(電磁的記録による管轄裁判所についての合意)	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—
R4	住所、氏名等の秘匿制度の創設	R6-3-エ
	当事者双方がウェブ会議・電話会議を利用して弁論準備手続の期日や和解の期日に参加することが可能となる仕組み	
	ウェブ会議を利用して口頭弁論期日に参加することが可能となる仕組み	
	オンライン提出、訴訟記録の電子化、法定審理期間訴訟手続の創設	

[近年の改正法からの出題(民事保全法)]

改正年	改正内容	出題実績
H15	不動産の明渡執行の実効性の確保	R2-6-イ、H28-6-エ
	・債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令	H24-6-イ、H19-6-エ
	知的財産権関係事件の管轄等	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—
R5	オンライン化	

[近年の改正法からの出題(民事執行法)]

改正年	内 容	出題実績
H15	担保不動産収益執行	—
	民事執行法上の保全処分の強化 ・相手方を特定しないで発する売却のための保全処分 等	— ※
	競売不動産の内覧	—
	差押禁止動産	—
	養育費等の履行確保	R2-7-ウ・エ、H24-7
	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・承継人等を特定しないで付与する承継執行文 ・明渡しの催告	—
	間接強制	H29-7、H20-7-7
	動産競売	—
	財産開示	R6-7-7-イ、R2-7-オ、H31-7-オ
H16	裁判所内部の職務分担の合理化 ・裁判所書記官による物件明細書の作成	—
	最低売却価額制度の見直し	—
	その他の不動産競売手続の改善 ・剰余を生ずる見込みがない場合の措置	H19-7-オ
	少額訴訟債権執行制度	—
	扶養義務等に係る金銭債務についての間接強制制度	H24-7-7、H20-7-イ
R1	債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性の向上	—
	不動産競売における暴力団員の買受けの防止	—
	債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性の向上	R6-7-ウ～オ
R4	秘匿制度	—
R5	オンライン化	—

※ H19-7-ウは、設問中において「価格減少行為」という平成15年改正により創設された用語を用いている。

④ 特別検討事項（近年の細かい条文の知識を問う出題）

【R5-3】

次の対話は、訴訟費用に関する教授と学生の対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： 裁判所は、当事者の申立てがない場合であっても、事件を完結する裁判において、訴訟費用の負担の裁判をしなければなりませんか。

学生：ア 裁判所は、当事者の申立てがない場合には、訴訟費用の負担の裁判をする必要はありません。

教授： 民事訴訟法上、訴訟費用の負担の原則については、どのように定められていますか。

学生：イ 訴訟費用は敗訴の当事者の負担とすると定められています。

教授： それでは、原告の請求のうち一部は認容されたが、一部は棄却された場合に、訴訟費用の全部を被告に負担させることはできますか。

学生：ウ その訴訟における具体的な事情にかかわらず、一部しか敗訴していない被告に、訴訟費用の全部を負担させることはできません。

教授： 次に、当事者が裁判所において和解をした場合において、訴訟費用の負担について特別の定めをしなかったときは、訴訟費用の負担はどうなりますか。

学生：エ この場合の訴訟費用は、当事者の各自が負担することになります。

教授： 最後に、当事者は、裁判所がした訴訟費用の負担の裁判に対して、独立して不服を申し立てることはできますか。

学生：オ 訴訟費用の負担の裁判に不服がある者は、その裁判について即時抗告をすることができます。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

正解：4

【R4-1】

訴訟告知に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 当事者は、控訴審においては、訴訟告知をすることができない。
- イ 当事者は、訴訟告知をするに際し、訴訟告知の理由及び訴訟の程度を記載した書面を、訴訟告知を受ける者に直接送付しなければならない。
- ウ 訴訟告知を受けた者は、訴訟告知をした当事者に対し、訴訟告知の書面を受領したときから相当の期間内に訴訟に参加するか否かを回答する義務を負わない。
- エ 訴訟告知を受けた者は、その訴訟に補助参加の申出をしなくても、更に訴訟告知をすることができる。
- オ 一方の当事者から訴訟告知を受けた者がその訴訟に補助参加の申出をした場合には、他方の当事者もその補助参加について異議を述べることができない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

正解：4

【R4-2】

訴訟記録の閲覧等に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 和解調書については、当事者及び利害関係を疎明した第三者でなければ、裁判所書記官に対し、その閲覧を請求することができない。
- イ 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者でなければ、裁判所書記官に対し、その閲覧を請求することができない。
- ウ 利害関係のない第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写を請求することができない。
- エ 訴訟記録の閲覧の請求を拒絶した裁判所書記官の処分に対しては、即時抗告をすることができる。
- オ 判決書については、当事者の私生活についての重大な秘密が記載されており、かつ、第三者が当該秘密が記載された部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合であっても、当該秘密が記載された部分の閲覧の請求をすることができる者を当事者に限ることはできない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

正解：3

【R3-2】

期日又は期間に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 期日は、申立てにより又は職権で、裁判長が指定する。

イ 口頭弁論期日に出頭した当事者に対して裁判長が口頭で次回期日を告知しただけでは、その次回期日について適法な呼出しがあったとは認められない。

ウ 弁論準備手続を経た口頭弁論期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。

エ 裁判所は、担保を立てるべき期間を定めたときは、その期間を伸長することができない。

オ 当事者がある責めに帰することができない事由により即時抗告の期間を遵守することができなかつた場合には、当該期間が満了した時から1週間以内に限り、即時抗告の追完をすることができる。

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

正解：1

(6) 司法書士法及び供託法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	8	R3-8-オ	H29-8-エ	R4-8-オ	H30-8-ア	H23-8-イ
	9	H27-9-エ	H30-11-イ	H22-10-オ	H25-10-エ	H30-11-ウ
	10	H31-11-ア		H9-10-2	H31-11-エ	H29-10-ウ
	11	H27-11-イ	H9-11-4	H27-11-ア	H9-11-3	H23-10-オ

② 出題傾向

a 司法書士法

(a) 司法書士法 22 条及び 41 条の出題

(b) 旧司法書士法下の過去問事項の出題

cf. R4-8-ア (所属する司法書士会の変更)、R4-8-ウ (登録)、R2-8 (司法書士)、H31-8 (司法書士会)、
H29-8 (司法書士の義務)、H27-8、H26-8 (以上、司法書士又は司法書士法人の義務)、H25-8 (司
法書士の義務)、H20-8 (司法書士名簿の登録及び司法書士会への入退会)、H19-8 (司法書士又は司
法書士法人に対する懲戒)

(c) 改正

cf. R5-8-エ

b 供託法

供託規則、弁済供託及び執行供託の出題

③ 対 策

a 司法書士法

(a) 司法書士法の理解と暗記

(b) 平成 11 年度以前の過去問

b 供託法

- (a) 上記論点の理解及び暗記

- (b) 供託規則の改正

[未出の主要な供託規則の改正]

平成27年改正 (平成27年10月13日施行)	<p>① 供託をしようとする者は、一定の事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該供託書に添付することができる。</p> <p>② 供託振替国債について、その償還期限の3日前を経過しているときは、その払渡しを請求することができない。</p>
平成28年改正 (平成28年1月1日施行)	払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が提示した個人番号カードにより、その者が本人であることを確認することができるときは、印鑑証明書の添付を省略することができる。
平成29年改正① (平成29年3月13日施行)	払渡しを請求する者が個人である場合において、運転免許証、個人番号カード、在留カードその他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したときは、印鑑証明書の添付を省略することができる。
平成29年改正② (平成29年4月1日施行)	供託官は、金銭の供託をしようとする者が国である場合には、当該者の申出により、第18条の規定による供託物の納入又は供託金の提出に代えて、国庫内の移換の手続による供託金の払込みを受けることができる。
平成30年改正 (平成30年7月1日施行)	<p>① 支配人その他登記のある代理人によってオンラインによる供託をする場合において、その申請書情報にその者が電子署名を行い、かつ、その者に係る電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、代理人の権限を証する書面を提示することを要しない。</p> <p>② 登記された法人がオンラインによる供託をする場合において、当該法人の会社法人等番号がその申請書情報と併せて送信され、これにより供託官が当該法人の登記情報を直ちに確認することができるときは、登記所の作成した代表者の資格を証する書面又は代理人の権限を証する書面を提示することを要しない。</p>
令和元年改正 (令和元年10月1日施行)	供託金利息の利率を年0.0012%とする。
令和2年改正 (令和2年4月1日施行)	※ 民法（債権関係）の改正関係
令和4年改正 (令和4年9月1日施行)	① 支払証明書の添付の省略、② 支払証明書の添付の省略 ③ 簡易確認手続の見直し、④ 裁判所書記官が作成した証明書の取扱い
令和5年改正 (令和5年9月18日施行)	① 供託所に提出すべき書類への措置等、② 供託物払渡請求書等への押印の特則等、 ③ 供託に関する書面の文字の訂正等、④ 委任による代理人の権限を証する書面が提示された場合の措置、⑤簡易確認手続の対象の明確化等 等

④ 特別検討事項

【R5-9-エ】

執行供託における供託金の払渡しをすべき場合において、裁判所から供託所に送付された支払委託書の記載から供託金の払渡しを受けるべき者であることが明らかとならないときは、供託金の払渡しを受けるべき者は、供託物払渡請求書に裁判所から交付された証明書を添付しなければならない。

正しい
(供託規 30 II)

(7) 不動産登記法(択一式問題)

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	12	R2-12-ウ	R2-12-エ	H24-24-エ	H31-23-ア	H24-24-キ
	13		H18-20-エ		H27-27-オ	H30-19-ウ
	14		H30-15-ア	H30-15-イ参照	H24-25-ア	H17-13-ア
	15	H4-30-1	H24-14-ウ		H21-18-ア	
	16					
	17				H30-18-ア	
	18	H21-27-ア	H19-22-(I)	R3 記述	H4-24-2	H4-24-4
	19		H31-13-オ参照			H4-25-3 参照
	20			H22-22-オ	H14-22-1	H20-13-ウ
	21	H19-20-ア	H19-26-ア	H29-12-エ	H27-21-エ	H27-21-オ
	22		H14-16-オ	H4-29-4	H26-20-オ参照	H30-24-エ
	23	H21-17-オ	H31-22-エ		H25-20-ア	H31-22-オ
	24	H27-19-ア		H22-27-イ		
	25		H26-24-エ	R2-14-イ	H29-23-5	
	26	H28-26-オ	H24-26-イ			H24-26-ウ
27	R2-27-ア	H17-18-ア	R3-26	R5-27-ウ		

② 出題傾向

a 頻出論点の枠

相 続 登 記	H12-23、H13-12、H14-23、H15-18、H15-21、H15-25、H16-26、H17-12、H17-12、H19-13、H20-24、H22-25、H25-17、H26-20、H27-25、H27-26、H28-24、H29-19、H29-20、H30-21、H31-13、H31-15、R2-19、R3-19、R4-21、 R6-20
抵当権の登記	H12-16、H12-18、H13-16、H13-19、H13-23、H14-11、H14-16、H15-12、H16-18、H16-19、H17-22、H17-26、H18-22、H18-23、H19-18、H20-20、H21-25、H23-18、H23-19、H25-14、H25-24、H25-25、H26-22、H27-23、H28-22、H30-24、H31-20、H31-24、R2-21、R3-21、R4-23、R5-23、 R6-22
根抵当権の登記	H12-12、H12-13、H13-17、H13-27、H14-20、H15-26、H16-20、H17-19、H18-22、H19-19、H20-21、H21-26、H22-17、H23-20、H24-20、H24-21、H25-14、H25-25、H26-23、H27-23、H30-24、H31-21、H31-24、R3-22、R4-24、R5-24、 R6-22
用益権の登記	H12-17、H13-25、H14-21、H15-23、H16-16、H17-23、H17-27、H18-16、H18-17、H18-27、H20-23、H22-16、H23-16、H23-17、H25-22、H27-22、H28-21、H29-22、H30-22、H31-18、H31-19、R2-20、R3-24、R4-22、R5-22
登録免許税	H12-11、H13-11、H14-18、H16-25、H17-18、H18-24、H19-17、H20-19、H21-24、H23-27、H24-27、H25-27、H28-27、H29-27、H30-27、R2-27、R3-26、R3-27、R4-27、R5-27、 R6-27
第三者の承諾	H13-13、H14-22、H15-15、H16-27、H17-21、H18-15、H19-25、H21-17、H26-14、H28-15、H31-25
仮 登 記	H13-21、H14-12、H15-17、H16-13、H17-21、H19-23、H20-25、H21-19、H22-12、H23-22、H24-22、H25-16、H25-26、H27-24、H29-24、H29-25、H30-26、H31-23、R2-23、R4-25、R4-26、R6-24
判決による登記	H12-26、H13-26、H15-13、H18-21、H19-15、H20-26、H22-24、H25-18、H26-16、 R5-16
区分建物の登記	H12-11、H13-24、H15-19、H18-25、H19-20、H22-20、H23-15、H24-19、H27-21、H28-20、H31-17、R5-21、 R6-21
信 託 の 登 記	H12-25、H14-25、H16-15、H21-20、H23-21、H26-26、H27-27、H29-26、H30-25
登記識別情報	H17-13 (通知)、H18-18 (提供)、H20-13 (通知)、H23-12 (通知)、H24-16 (提供)、H26-12 (提供)、H26-13 (失効の申出と有効証明)、H27-12 (通知)、H30-17 (通数)、H30-19 (提供)、R3-17 (通知)

b 総論（各論的総論を除く。）からの出題

R6-15（不動産登記の申請の却下又は取下げ）、R6-26（不動産登記における審査請求）

cf. R5-13（電子申請）、R5-26（原本還付）

cf. R4-16（不動産登記の添付情報）、R4-17（登記識別情報を提供することができない場合）、R4-18（代理権限証明情報）、R4-19（登記原因についての第三者の許可等を証する情報）

cf. R3-25（不正な登記の防止）

cf. R2-15-エ（法定相続情報一覧図）、R2-15-オ（会社法人等番号に代えて提供する登記事項証明書の有効期限等）、R2-25（不動産登記における審査請求）

cf. H31-12（電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請）、H31-26（法定相続情報一覧図）

cf. H30-14（電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請）、H30-17（登記識別情報通知書及び登記完了証の通数）、H30-19（登記識別情報の提供）

cf. H29-15（官公署が行う登記の申請又は嘱託）、H29-17（原本の還付）

cf. H28-14（不動産登記の申請の代理）、H28-25（電子情報処理組織を使用する方法によって行うことのできるもの）、H28-26（不動産登記における審査請求）

cf. H27-12（登記識別情報の通知）、H27-13（事前通知及び前の住所地への通知）、H27-17（職権による登記の抹消及び更正）

cf. H26-12（登記識別情報の通知）、H26-13（登記識別情報の失効の申出と有効証明）、H26-25（登記事項の証明等）

c 出題形式の充実

R6-24 (登記記録・表形式問題)

cf. R5-14 (表形式問題)

cf. R4-14 (表形式問題)

cf. R3-14、R3-15、R3-16 (以上、表形式問題)、R3-23、R3-26 (以上、登記記録問題)

cf. R2-18 (実質の登記記録問題)、R2-24 (空欄語句挿入問題)

cf. H31-17 (登記記録問題)、H31-23 (登記記録・表形式問題)、H28 (表形式問題)

cf. H30-13、H30-16 (以上、表形式問題)、H30-17 (登記記録問題)、H30-27 (表形式問題)

cf. H29-13、H29-27 (以上、表形式問題)

cf. H28-13 (表形式問題)、H28-15、H28-20 (以上、登記記録問題)、H28-21 (メモによる登記記録問題)、H28-22 (表形式問題)

cf. H27-14、H27-15、H26-14 (以上、表形式問題)、H26-19、H26-22、H26-23、H25-16、H25-20、H25-21 (以上、登記記録問題)、H25-23 (表形式問題)、H25-24 (登記記録問題)、H25-27、H24-13 (以上、表形式問題)、H24-18、H24-20 (以上、登記記録問題)、H24-21 (表形式問題)、H24-23 (登記記録問題)

* 登記記録問題には、ある登記記録の記録を前提とするもののほか、完了後の登記記録の記録を問うものもある (H24-18)。

【R6-24】

第24問 登記記録に次のような記録(抜粋)がある甲土地について、次のアからオまでの記述のうち、第1欄に掲げる事由が生じたときに、B及びCが書面により共同して申請する登記に関する第2欄に掲げる記述が正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、判決による登記、代位による登記及び仮登記を命ずる処分に基づく仮登記については、考慮しないものとする。また、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとする。

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	令和6年4月1日 第4000号	原因 令和6年4月1日贈与 所有者 A
2	所有権移転仮登記	令和6年5月1日 第5000号	原因 令和6年5月1日売買 権利者 B
	塗白	塗白	塗白

	第1欄	第2欄
ア	Bが、Cに対して、順位番号2番で仮登記がされた所有権を売却した。	登記は、本登記によってされる。
イ	B及びCが、順位番号2番で仮登記がされた所有権の売買の予約をした。	登記は、付記登記によってされる。
ウ	Bが、Cに対して、順位番号2番で仮登記がされた所有権を売却した。	添付情報として、Bの登記識別情報の提供を要する。
エ	B及びCが、順位番号2番で仮登記がされた所有権の売買の予約をした。	添付情報として、Cの住所を証する情報の提供を要しない。
オ	Bが、Cに対して、順位番号2番で仮登記がされた所有権を売却した。	登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の10を乗じた額である。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

正解：5

③ 対策

a 過去問の徹底的な演習と分析

b 過去問数が少ない総論の分野(平成16年の改正事項)の対策

c 不動産登記関係法令等の理解と暗記

不動産登記関係法令等とは、不動産登記法、不動産登記令、不動産登記規則、不動産登記事務取扱手続準則、不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて(通達)(平17.2.25 民二457号)及び不動産登記記録例について(通達)(平21.2.20 民二500号)をいう。

④ 特別検討事項

a 近年の登記先例等からの出題

後掲<近年の不動産登記法の重要先例>参照

【R6-16-ウ】

売買を原因とするAからBへの所有権の移転の登記と同時にした買戻しの特約の登記がされている甲不動産について、買戻しの特約が付された売買契約の日から10年を経過したことにより、Bが単独で当該買戻しの特約の登記の抹消を申請する場合には、登記原因証明情報を提供することを要しない。

正しい
令7条3項1号
令5.3.28 民二538号

【R6-16-オ】

Aを所有権の登記名義人とする甲建物について、Aの配偶者であるBが、Aが死亡した後、甲建物に配偶者居住権の設定の登記を申請する場合には、登記原因証明情報として、A及びBが婚姻していたことを証する市町村長が職務上作成した情報を提供しなければならない。

誤り
令2.3.30 民二324号

【R6-20-ア・イ・ウ】

第20問 次の対話は、法定相続分に応じてされた相続による所有権の移転の登記(以下「法定相続分での相続登記」という。)がされている場合の登記手続に関する教授と学生の対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： 今日、甲土地を所有するAが死亡し、甲土地について法定相続分での相続登記がされている場合において、Aの相続人間で遺産分割協議が成立し、相続人の一人であるBが甲土地の所有権を単独で取得したという事例について考えてみましょう。

当該事例において、Bが、他の相続人と共同して、他の相続人からBへの持分全部の移転の登記を申請することはできますか。

学生：ア いいえ、できません。

教授： それでは、当該事例において、甲土地をBの単独所有とする所有権の更正の登記を申請する場合について考えていきましょう。当該所有権の更正の登記の登記原因は何になりますか。

学生：イ 登記原因は錯誤になります。

教授： 当該所有権の更正の登記は、誰から申請することができますか。

学生：ウ Bが、単独で申請することができます。

教授： では、当該事例において、法定相続分での相続登記がされた後に、甲土地の所有権全部を目的として抵当権の設定の登記がされた場合において、当該所有権の更正の登記の申請をするときは、添付情報として当該抵当権の抵当権者の承諾を証する情報を提供しなければなりませんか。

学生：エ はい、当該承諾を証する情報を提供しなければなりません。

教授： 最後に、当該事例において、所有権の更正の登記が申請され、その登記が完了した場合には、当該登記の登記権利者に登記識別情報が通知されますか。

学生：オ いいえ、登記識別情報は通知されません。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

ア：誤り（村松等「令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」P336・338）

イ：誤り（令5.3.28民ニ538号）

ウ：正しい（令5.3.28民ニ538号）

【R6-27-オ】

法定相続分に応じてされた相続による所有権の移転の登記がされている場合において、遺産分割協議により相続人の一人が所有権を取得したときの所有権の更正の登記の登録免許税の額は、不動産の個数1個につき1000円である。

正しい
 登税別表第1第1号(4)
 令5.3.28民二538号

cf. R4-20-オ(令元.6.27民二68号)、R4-21-ア(平28.3.2民二154号)、R3-19-ア(平28.3.11民二219号)、R2-19-エ(平30.3.16民二136号)、R2-20-ア(平30.10.16民二490号)、H31-13-ア・イ(平29.3.23民二175号)、H30-24-エ(平22.11.1民二2759号)、H29-16-ウ(平22.8.24民二2077号)、H29-16-エ(平22.8.24民二2077号)、H29-19-エ(平27.9.2民二363号)

b 権利能力なき社団

【R4-36】

【事実関係】

10 司法書士法務朝男は、石川洋平から、丁土地に石川洋平の父である石川利夫が所有者として登記されており、令和3年2月5日に石川利夫が死亡したことから、石川利夫の唯一の相続人である石川洋平に対する相続を原因とする所有権の移転の登記をしたいとの相談を受けた。これに対し、司法書士法務朝男は、石川洋平に対し、当該登記をすることが相当でない可能性がある旨を告げるとともに、その理由を実体上の観点から説明し、丁土地について調査を行うことを勧めた。

問4 事実関係10の下線部で司法書士法務朝男が石川洋平に対して行った説明の内容を第36問答案用紙の第4欄に記載しなさい。

別紙1-4

3	所有権移転	平成18年11月29日 第46111号	原因 平成18年11月3日委任の終了 所有者 愛知県春日井市小田町字山北50番地1 石川利夫
---	-------	------------------------	--

【H31-16】

権利能力なき社団と登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

正解：4

- ア 権利能力なき社団であるA社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、その所有権の登記名義人がA社団の代表者であるBであったところ、CがA社団の代表者として追加で選任されたためBからCへの所有権の一部移転の登記がされたが、その後Cが代表者を辞任した場合には、委任の終了を登記原因として当該BからCへの所有権の一部移転の登記の抹消を申請することができる。
- イ 権利能力なき社団であるA社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、その所有権の登記名義人がA社団の代表者であるBであったところ、A社団がCから金銭を借り入れ、その貸金債権を担保するためにCを抵当権者とする抵当権を甲土地に設定した場合において、当該抵当権の設定の登記を申請するときは、債務者としてA社団の名称を申請情報の内容とすることができる。
- ウ 権利能力なき社団であるA社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、A社団の代表者であったBが死亡し新代表者としてCが選任されたが、甲土地の所有権の登記名義人がBのままであった場合において、CがA社団を代表して甲土地をDに売却したときは、売買を登記原因としてBからDへの所有権の移転の登記を申請することができる。
- エ Bが所有権の登記名義人である甲土地について、権利能力なき社団であるA社団がBから甲土地を買い受けたがその旨の登記が未了であるうちに、A社団が地方自治法第260条の2第1項の地縁による団体としての認可を受けた場合において、A社団と当該地縁による団体の同一性が認められるときは、売買を登記原因としてBから当該地縁による団体への所有権の移転の登記を申請することができる。
- オ 権利能力なき社団であるA社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、その所有権の登記名義人がA社団の代表者であるBであったところ、A社団が地方自治法第260条の2第1項の地縁による団体としての認可を受けたため、Bから当該地縁による団体への所有権の移転の登記をBと当該地縁による団体とが共同して申請する場合には、登記原因証明情報として市町村長が作成した同条第12項に規定する証明書を提供すれば足りる。

(参考)

地方自治法

第260条の2 (略)

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

[近年の権利能力なき社団に関する問題]

【H29-12-ウ】

権利能力なき社団の構成員全員に総有的に帰属する建物について、当該建物の所有権の登記名義人である旧代表者Aが死亡した場合において、当該社団が、Aの相続人全員を被告として、新代表者Bへの所有権の移転の登記手続をすることを求める訴えを提起し、当該訴えを認容する判決が確定したときは、Bは、当該判決に基づき、「権利者 B」を申請情報の内容とする所有権の移転の登記を申請することができる。

【H28-17-ウ】

甲土地の所有権の登記名義人が地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体である場合には、当該認可をした市の長が発行した当該団体の代表者の印鑑に関する証明書は、甲土地について当該団体を登記義務者とする所有権の移転の登記の申請の添付情報とすることができる。

【H27-15-ア】

登記原因に関する次のアからオまでの記述のうち、第1欄に掲げる事由が生じた場合に、第2欄に掲げる登記原因及びその日付で登記の申請をすることができないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

(中略)

	第1欄	第2欄
ア	権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲建物について、当該社団の代表者であるAが個人名義で当該建物の所有権の登記名義人となっていたが、平成27年7月1日、Aに加えて、新たにB及びCが当該社団の代表者に就任した。	平成27年7月1日委任の終了

【H26-20-ウ】

権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、当該社団の代表者であるAが個人名義でその所有権の登記名義人となっていた場合において、Aが死亡した後に当該社団の新たな代表者としてBが就任し、Bを登記権利者とする委任の終了による所有権の移転の登記を申請するときは、その前提としてAの相続人への所有権の移転の登記を申請しなければならない。

【H24-12】

いわゆる権利能力なき社団名義による不動産登記の可否について、学生A及び学生Bが以下の見解を有している。
 学生Aの見解 権利能力なき社団名義による登記を認める見解
 学生Bの見解 権利能力なき社団名義による登記を認めず、権利能力なき社団の代表者の肩書のない個人名義による登記のみを認める見解

次のアからオまでの記述は、学生A又は学生Bの一方が他方の見解について述べたものであるが、各記述のうち、「私の見解」が学生Bの見解を指すものとして最も適切なものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

(以下省略)

【H23-26-オ】

地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体が登記義務者である場合に、当該団体の代表者の印鑑証明書として添付する市区町村長が作成した印鑑証明書は、作成後3か月以内のものであることを要しない。

関連先例

① 認可地縁団体の代表者が所有権の登記名義人となっている不動産について、当該代表者が死亡したため、当該認可地縁団体が原告となり、当該代表者の相続人のうち一部の相続人を被告として、当該不動産について、「委任の終了」を登記原因とする所有権の移転の登記を求める訴訟が提起され、これを認容する判決が確定した場合には、当該認可地縁団体は、申請情報と併せて当該訴訟の判決書の正本を提供して、「委任の終了」を登記原因として、当該認可地縁団体を登記権利者とする所有権の移転の登記を申請することができる（平22.12.1民二3015号）。

② 権利能力のない社団の構成員全員に総的に帰属する不動産については、当該社団の代表者が自己の個人名義に所有権の移転の登記手続をすることを求める訴訟を提起することが認められているが（最判昭47.6.2）、権利能力のない社団も、構成員全員に総的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社団の代表者の個人名義に所有権の移転の登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有する（最判平26.2.27）。そして、その訴訟の判決の効力は、構成員全員に及ぶものと解されるから、当該判決の確定後、上記代表者が、執行文の付与を受けないで、当該判決により自己の個人名義への所有権の移転の登記の申請をすることができる（前掲最判平26.2.27）。

* この判例は、「上告人（共有持分の登記名義人のうちの1人の権利義務を相続により承継した者）は、被上告人（権利能力なき社団）代表者Aに対し、上記土地について、委任の終了を原因とする持分移転登記手続をせよ。」とした原判決の主文について、「被上告人代表者A」への持分移転登記手続が命じられているが、権利能力のない社団の代表者である旨の肩書を付した代表者個人名義の登記をすることは許されないから（前掲最判昭47.6.2）、上記の主文は、Aの個人名義に持分移転登記手続をすることを命ずる趣旨のものと解すべきであるとしている。

③ 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（通達）（平27.2.26民二124号）

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号。以下「改正法」という。）及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第3号。以下「改正省令」という。）のうち、認可地

縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する規定が、本年4月1日から施行されることとなりましたが、これに伴う不動産登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）を、「規則」とあるのは改正省令による改正後の地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）をいいます。

記

第1 改正法の概要

認可地縁団体（法第260条の2）が所有する一定の要件を満たした不動産について、当該認可地縁団体が自己を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、当該登記をすることについて異議のある当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）は市町村長（当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長（規則第22条の2第1項））に対し異議を述べるべき旨の公告を求める旨を当該市町村長に申請することができることとされた（法第260条の38第1項）。

当該市町村長が当該公告を行い、登記関係者等が法第260条の38第2項の期間内に異議を述べなかった場合には、当該市町村長が当該公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったことを証する情報（以下「証する情報」という。）を当該認可地縁団体に提供することとされた（同条第4項）。

認可地縁団体は、証する情報を申請情報と併せて登記所に提供するときは、不動産登記法（平成16年法律第123号）第74条第1項の規定にかかわらず、証する情報に係る不動産の所有権の保存の登記を申請することができることとされる（法第260条の39第1項）とともに、不動産登記法第60条の規定にかかわらず、単独で証する情報に係る不動産の所有権の移転の登記を申請することができることとされた（法第260条の39第2項）

また、証する情報の様式は、別添のとおりとされた（規則別記情報提供様式（第22条の4関係））。

第2 証する情報が提供された場合における所有権の保存又は移転の登記の申請があった場合の取扱い

1 所有権の保存の登記の申請における登記名義人となる者の住所の認定の方法

証する情報が提供された場合における所有権の保存の登記の申請については、不動産登記令（平成16年政令第379号）別表28の項の適用はないため、同項添付情報欄ニの情報は提供されないが、同令第7条第1項第1号の当該法人の代表者の資格を証する情報として、法第260条の2第12項の証明書（規則別記台帳様式（第21条関係））。平成3年4月2日付け法務省民三第2246号当職通達別紙甲号の別紙。以下「台帳の写し」という。）が提供されるところ、当該証明書には、当該申請における登記名義

人となる認可地縁団体の主たる事務所の所在地が記載されているため、これをもって、その住所を認定する。

- 2 所有権の移転の登記の申請における登記原因（これを証する情報を含む。）及びその日付の認定証する情報が提供された場合における所有権の移転の登記の申請についても、前掲当職通達のとおり、原因を「委任の終了」とし、その日付を法第260条の2第1項の市町村長の認可の日とするほか、登記原因を証する情報は、台帳の写しとする。

c 配偶者居住権の登記

R6-16-オ（婚姻していたことを証する情報の提供の要否）

【R5-14-ウ】

第1欄に掲げる登記を申請する場合に、第2欄に掲げる登記原因及びその日付は誤っている。

誤り

令2.3.30民二324号

第1欄	第2欄
配偶者居住権者をAとし、存続期間を「配偶者居住権者の死亡時まで」とする配偶者居住権の設定の登記がされた場合において、令和5年4月4日にAが死亡したことによる配偶者居住権の抹消の登記	令和5年4月4日死亡による消滅

【R4-36】

問題文省略

【R3-24】

配偶者居住権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 登記原因を遺産分割として配偶者居住権の設定の登記を申請する場合には、被相続人の死亡の日を登記原因の日付としなければならない。

イ 被相続人が所有権の登記名義人である建物について配偶者居住権の設定の登記の申請をするときは、その前提として当該建物について被相続人から承継人への所有権の移転の登記をすることを要しない。

ウ 配偶者居住権の設定を内容とする死因贈与契約を締結したときは、贈与者の生存中に当該配偶者居住権の設定の仮登記を申請することができる。

エ 配偶者居住権の設定の登記がされた後に配偶者居住権の存続期間が短縮されたときは、当該短縮を内容とする配偶者居住権の変更の登記を申請することはできない。

オ 配偶者居住権者の死亡によって配偶者居住権が消滅したときは、登記権利者は、単独で配偶者居住権の登記の抹消を申請することができる。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

正解：5

【R2-27-ウ】

配偶者居住権の設定の登記の登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の4を乗じた額である。

×
1000分の2
登税別表第1第1
号(3の2)イ

【配偶者居住権の設定の登記と遺言の文言（令2.3.30民二324号、令3.4.19民二744号）】

- ① 配偶者居住権が成立するためには、配偶者が被相続人所有の建物に相続開始の時に居住していたことを要するところ（法1028条1項）、当該要件に係る登記原因を証する情報（以下「登記原因証明情報」という。）としては、必ずしも当該配偶者の住民票の写し等の提供を要せず、提供された登記原因証明情報中にその旨が明らかになっていれば、これによって差し支えない。

また、配偶者居住権を取得することができる配偶者は、相続開始の時に法律上被相続人と婚姻をしていた者に限られるところ、当該要件に係る登記原因証明情報としては、必ずしも被相続人の住民票の除票の写し等の提供を要せず、提供された登記原因証明情報中にその旨が明らかになっていれば、これによって差し支えない。

- ② 配偶者居住権は、居住建物について配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の遺産分割、遺贈又は死因贈与がされたことによって成立するとされており（法1028条1項、法554条）、特定財産承継遺言（遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（法1014条2項）。いわゆる相続させる旨の遺言のうち遺産の分割の方法の指定がされたもの。）によって配偶者居住権を取得することはできない。もっとも、「遺贈」を登記原因とする配偶者居住権の設定の登記の申請において、配偶者に配偶者居住権を相続させる旨の記載がされた遺言書を登記原因証明情報として提供する場合にあっては、遺言書の全体の記載からこれを遺贈の趣旨と解することに特段の疑義が生じない限り、配偶者居住権に関する部分を遺贈の趣旨であると解して、当該配偶者居住権の設定の登記を申請することができる。

また、配偶者居住権の設定の登記の前提となる相続や遺贈を原因とする所有権の移転の登記の申請において、配偶者に配偶者居住権を取得させ、子などの法定相続人に居住建物を相続させる旨の記載がされた遺言書を登記原因証明情報として提供する場合にあっては、遺言書の全体の記載からこれを遺贈の趣旨と解することに特段の疑義が生じない限り、居住建物の所有権の帰属に関する部分についても遺贈（負担付遺贈）の趣旨であると解して、当該所有権の移転の登記を申請する必要がある。この場合における所有権の移転の登記の申請は、登記原因が「遺贈」となることから、相続人（受遺者である相続人を除く。）を登記義務者とし、受遺者（受遺者である相続人）を登記権利者とする共同申請によることとなるところ、遺言執行者があるときは、当該遺言執行者は、登記義務者の立場から、その資格において当該登記を申請することとなる。

遺言書の全体の記載から当該居住建物の所有権の帰属に関する部分を特定財産承継遺言の趣旨と解することができる場合には、当該特定財産承継遺言に基づいて当該登記を申請することができ、この場合における所有権の移転の登記の申請は、登記原因を「相続」とし、登記権利者が単独で申請することができる（令3.4.19民二744号）。

なお、当該遺言書の全体の記載から当該居住建物の所有権の帰属に関する部分を遺贈の趣旨と解することができる場合には、当該遺贈に基づいて当該登記を申請することができるが、この場合における所有権の移転の登記の申請は、登記原因が「遺贈」となることから、相続人（受遺者である相続人を除く。）を登記義務者とし、受遺者（受遺者である相続人）を登記権利者とする共同申請によることとなるところ、遺言執行者があるときは、当該遺言執行者は、登記義務者の立場から、その資格において当該登記を申請することとなる（令3.4.19民二744号）。

(8) 商業登記法(択一式問題)

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	28	S62-39-2	H1-38-2	H1-38-5		
	29	H2-36-1 参照		H28-29-7	H27-28-イ	
	30	R2-29-ウ	H27-29-イ	H25-33-エ	H18-31-エ	H29-32-ウ
	31	H25 記述		S60-39-3		
	32	H15-34-イ		H24-31-7	H28-33-イ	
	33				H27-am32-ウ	
	34		H20-32-ウ	H15-29-イ参照		R3-35-7
	35			H24-35-7		H28-35-ウ参照

② 出題傾向

a 頻出論点の定着

総 論	H18-32、H18-29、H21-32、H21-33、H21-34、H23-35、H24-33、H25-28、H26-28、H27-35、H28-28、H30-28、R2-28、R5-28
設 立	H18-30、H19-29、H20-34、H21-28、H23-29、H24-28、H25-29、H26-29、H27-28、H28-29、H29-28、H30-29、H31-28、R3-28、R4-28、R5-29、R6-29
株 式	H18-33、H19-30、H19-31、H20-35、H21-29、H22-28、H22-29、H23-30、H23-31、H25-30、H25-31、H26-31、H26-33、H27-30、H28-31、H29-30、H30-30、H30-31、H31-29、H31-30、R2-30、R3-30、R4-29
機関・役員等	H18-31、H19-32、H19-33、H21-30、H24-30、H25-32、H25-33、H26-32、H26-34、H27-29、H28-30、H29-32、R2-29、R3-29、R4-30、R5-31、R6-30
持 分 会 社	H18-35、H19-35、H20-30、H22-34、H23-33、H24-34、H25-34、H27-32、H28-34、H29-33、H30-35、H31-34、R2-32、R2-34、R3-33、R6-33
組織再編行為	H18-32、H19-34、H20-32、H21-31、H21-35、H24-32、H26-35、H30-33、R2-33、R3-31、R4-32、R4-34、R5-33、R6-34

b 一般社団法人・一般財団法人等に関する登記

R6-28 (未成年者及び後見人の登記)、R6-35 (一般財団法人)

R5-34 (外国会社)、R5-35 (一般社団法人の登記)

cf. R5-34 (外国会社)、R5-35 (一般社団法人の登記)、R4-35 (一般社団法人の登記)、R3-34 (一般財団法人の登記)、R2-35 (社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、宗教法人、学校法人)、H31-35 (一般社団法人又は一般財団法人の登記)、H29-35 (一般財団法人)、H27-33 (医療法人、学校法人、司法書士法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人)、H28-35 (一般社団法人)、H25-35 (一般社団法人の登記)、H24-35 (一般財団法人の登記)、H23-34 (一般社団法人の主たる事務所の所在地における登記)、H22-35 (一般社団法人又は一般財団法人の登記)

c 株式会社に関する問題の出題数

	株式会社 (特例有限会社を除く)	株式会社以外 (特例有限会社を含む)
H18	4	4
H19	6	2
H20	5	3
H21	4	4
H22	5 ※1	3
H23	3	5 ※2
H24	6 ※3	2
H25	5	3
H26	7	1
H27	4	4
H28	5	3
H29	6	2
H30	5	3
H31	6 ※4	2
R2	4	4
R3	6	2
R4	7	1 ※5
R5	5	3
R6	5	3

※1 登記の更正に関する第31問は、すべての設問が株式会社に関するものであるため、株式会社に関する問題に分類している。

※2 登録免許税に関する第35問は、オが合同会社に関するものであるため、株式会社以外に関する問題に分類している。

※3 登記の更正に関する第33問は、すべての設問が株式会社に関するものであるため、株式会社に関する問題に分類している。

※4 資本金の額に関する第32問は、5個中3個の設問が株式会社に関するものであるため、株式会社に関する問題に分類している。

※5 組織変更に関する第34問を持分会社に関する問題に分類している。

③ 対 策

- a 株式会社及び持分会社に関する登記の理解と暗記
- b 一般社団法人・財団法人に関する登記の対策
- c 商業登記総論、個人商人に関する登記及び外国会社に関する登記の対策
- d 商業登記規則の改正（本人確認証明書、辞任届に係る印鑑証明書、株主リスト）
 - R6-37（株主リスト）
 - cf. R5-35-ア（本人確認証明書）、R5-35-ウ（旧氏）、R5-37（株主リスト）
 - cf. R4-37（株主リスト）、R3-32（株主リスト）、R2-37（株主リスト）、H31-37（株主リスト）
 - cf. H29-33-オ（合同会社の職務執行者についての婚姻前の氏の記録）、H29-37（本人確認証明書の添付）
 - cf. H28-30-ア（本人確認証明書を添付する場合における就任承諾書への住所の記載）、H28-30-ウ（婚姻前の氏を証する書面の添付）、H28-37（本人確認証明書の添付）
 - cf. H27-29-ア（登記所に印鑑を提出している代表取締役の辞任届）、H27-37（本人確認証明書の添付）
- d 令和元年会社法改正に関連する商業登記法及び商業登記規則の改正
 - ・ 令和元年会社法改正基本通達（令3.1.29 民商14号）
 - ・ 令和元年会社法整備法基本通達（令3.1.29 民商10号）

④ 特別検討事項

なし

(9) 不動産登記法(記述式問題)

① 出題傾向

a 申請回数

3回

cf. 複数回申請問題の出題：R5、R3～H27、H23、H22、H19 cf. R4：1回

b 実質的混合型

H24以降

cf. H23は、実質的には文章型であり、H22は、実質的には別紙型である。

c 特殊な問い

R6	増築部分が誰に帰属するかを明示した上で、理由を記載させる問題
	民法940条の内容を説明した文章の空欄に当てはまる文言を記載させる問題
R5	解除権者が解除後の第三者に対して所有権の取得を主張することができるかを判例の立場を前提に結論及びその理由を記載させる問題
	異時配当がされた場合における配当額、競売された不動産の後順位抵当権者が共同抵当権者の有する共同関係にある抵当権が設定された不動産に申請することができる①登記の形式(主登記又は付記登記)、②登記の目的、③登記原因及びその日付、④申請人を記載させる問題
R4	事実関係10の下線部で司法書士法務朝男が石川洋平に対して行った説明の内容を第36問答案用紙の第4欄に記載しなさい。
R3	売買契約を締結するに当たって会社法上求められる手続及び当該売買契約に基づく登記を申請する場合に当該会社法上求められる手続との関係で提供しなければならない添付情報(当該添付情報に添付すべき情報を含む。)について、その理由を記述させる問題
R2	特定財産承継遺言に基づき特定の不動産を取得した相続人が法定相続分によりされた相続登記を早急に是正しないと、差押債権者との関係で不利益を受けることになるとの見解を述べた理由を事実関係に即して具体的に記載させる問題
	事業に係る債務についての保証人になろうとする者が主たる債務者の取締役である場合における公正証書の作成義務の有無及びその理由を具体的に記載させる問題
H31	事前通知の方法について、この方法により登記の申請を行った場合に登記官から申請人その他の関係当事者に対して実施される手続を、本件の事実関係に即して、具体的に記載させる問題
	事前通知の方法に代わる方法として不動産登記法が定めるものを全て、簡潔に記載させる問題
H30	登記原因証明情報の「登記の原因となる事実又は法律行為」欄に記載すべき事実や法律行為を記述させる問題
H29	

H28	登記の申請に先立って終えるよう助言した手続の内容及びその理由を記述させる問題
H27	根抵当権の被担保債権として登記できない債権を特定させた上で、その理由を記述させる問題
H26	質問内容と登記原因証明情報から借地借家法23条2項の事業用借地権の設定の可否を判断し、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される事項を記述させる問題
H25	登記原因証明情報の「登記の原因となる事実又は法律行為」欄に記載すべき事実や法律行為を記述させる問題
H24	相続させる遺言に対して遺留分減殺請求がされた場合における遺産分割協議の可否 休眠担保権を抹消するために必要な手続等に関する文章の空欄を埋める問題
H23	ある期限までに一定の登記の申請をしなければ、ある不動産を別に不動産に設定された根抵当権の共同担保の目的とすることができない旨の司法書士のアドバイスの内容及び理由を記述させる問題
H22	補助人に代理権を付与する旨の審判がされた場合に被補助人がした不動産の処分の有効性を記述させる問題
H21	所有権の移転の登記を仮登記に基づく本登記とする更正の登記を申請することの可否とその理由を記述させる問題
H20	－
H19	仮定問題（登記を申請する前に別の事実関係が発生した場合）
H18	仮定問題（登記申請手続について代理することの依頼を別の日に受けた場合）
H17	仮定問題（ある手続を行わないで事実関係が発生した場合） 処分禁止の仮処分の登記が所有権の一部についてされている理由を記述させる問題
H16	ある契約に基づく権利変動について登記を申請するための前提となる登記申請の内容及び理由を記述させる問題
H15	ある登記の申請をする場合に、だれから申請の委任を受けることになるのか及びそのように考えるに当たって検討した問題点を記述させる問題
H14	ある登記をするために提起すべき訴訟における判決の主文の内容及びその主文の内容とした理由を記述させる問題 ある登記について登記上利害関係を有する者及びその理由を記述させる問題
H13	根抵当権一部移転登記の申請が可能であると判断した理由を記述させる問題 添付書面を添付する理由を記述させる問題
H12	添付書面を添付する理由を記述させる問題 申請することができない登記及びその理由を記述させる問題
H11	登記を申請することができないもの及びその理由を記述させる問題
H10	登記を申請することができない事実関係及びその理由を記述させる問題

d 既出論点の再出題

R6	代物弁済を原因とする所有権の一部移転の登記	H10
	所有権の登記名義人の住所の変更の登記後の第三者に対する遺贈を原因とする所有権の移転の登記	R4、H25
	共同抵当権の設定の登記	H7
	相続人不存在を原因とする所有権の登記名義人の氏名の変更の登記	H22、H2
R5	所有権の登記の抹消後の登記名義人の表示の変更の登記、所有権の移転の登記	S62
	相続登記前に遺産分割があった場合の所有権の移転の登記（答案用紙に記載なし）	H18
	連帯債務者の一人の相続と相続人の一人による他の相続人の免責的債務引受	H29
	抵当権の効力を所有権全部に及ぼす変更の登記	H22、S60
	順位の変更の登記	H16、H1
R4	前提登記としての登記名義人の住所の変更の登記	R3、R2、H31、H29、H28、H26、H25、H24等
	遺贈を原因とする所有権の移転の登記	H25、H1
	所有権の保存の登記	R2、H18
	抵当権の登記の抹消の前提としての合併を原因とする抵当権の移転の登記	H28、H20、H2、S61
R3	会社分割による所有権の移転の登記及び根抵当権の変更の登記	H16
	分割譲渡による根抵当権の分割譲渡の登記	H16
	共同根抵当権の変更の登記	H28、H16
	前提登記としての登記名義人の住所の変更の登記	R2、H31、H29、H28、H26、H25、H24等
	特例有限会社の通常の株式会社への移行による名変登記	H21
	会社と取締役との利益相反取引	R3、H28、H27、H26、H23、H21等
R2	相続登記の更正の登記	H29
	前提登記としての登記名義人の住所の変更の登記	H31、H29、H28、H26、H25、H24、H21等
	共同根抵当権の追加設定の登記	H28、H23
H31	数次に相続があった場合の登記手続	H30、H22
	前提登記としての登記名義人の住所の変更の登記	H29、H28、H26、H25、H24、H21、H20
	会社と取締役との利益相反取引	H28、H27、H26、H23、H21等
H30	数次に相続があった場合の登記手続	H22
	地上権の設定の登記	H29、H26（以上、賃借権）
H29	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H28、H26、H25、H24、H21、H20
	相続登記の更正の登記	H8
	抵当権の債務者に相続があったことによる変更の登記	H15、H9
	賃借権の設定の登記	H26

H28	財産分与による所有権（持分）の移転の登記	S63
	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H26、H25、H24、H21、H20
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H25、H21、H11、H2
	抵当権の登記の抹消の前提としての合併を原因とする抵当権の移転の登記	H20、H2、S61
	一部譲渡による根抵当権の移転の登記	H3、S61
	債務者及び被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H3等
	共同根抵当権の追加設定の登記	H5等
	会社と取締役との利益相反取引	H27、H26、H23、H21等
H27	根抵当権の債務者に相続が開始した後6か月以内に指定債務者の合意の登記がされないことによる当該根抵当権の元本の確定	H12、H10
	一部弁済による元本の確定後の根抵当権の一部移転の登記	H13
	極度額の増額による根抵当権の変更の登記	H5
	全部譲渡による根抵当権の移転の登記	H5
	被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H5
会社と取締役との利益相反取引	H26、H23、H21等	
H26	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H25、H24、H21、H20
	売買による所有権の移転の登記の前提とする担保権の登記の抹消	H25
	会社と取締役との利益相反取引	H23、H21等
H25	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H24、H21、H20
	遺贈の登記と相続登記の順序	H1
	登記名義人の住所等の変更の登記の省略	H21
	清算型遺贈があった場合の登記手続	H15
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H21、H11、H2
H24	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H21、H20
	農地の所有権の一部移転の登記(遺留分減殺)	H7
	持分の移転の登記(共有物分割)	H11
H23	所有権の移転の登記(会社分割)	H16
	根抵当権の債務者の変更の登記(相続)	H18、S58
	指定債務者の合意の登記	H18、S58
	会社と取締役との利益相反取引	H21等
H22	登記名義人の氏名の変更の登記(相続人不存在)	H2
	及ぼす変更の登記	S60

e 異なる出題形式の問題

問題を解くのに必要な情報の配置が異なるにすぎない。

* 添付情報の出題手法

② 対策

a 時間配分、解答順序

b 択一式問題で出題される民法及び不動産登記法の知識の充実
記述式問題の過去問の検討は欠かせない。

c 申請情報例の正確な暗記

d 合理的な解法

e 用益権に関する登記、信託に関する登記

③ 特別検討事項

申請すべき登記等は、別紙のとおりである。

(10) 商業登記法(記述式問題)

① 出題傾向

a 申請回数

2回

cf 2回申請問題の出題：R5～H26、H24、H23、H21、H20

b 登記不可事項の出題

問	い	登記不可事項	出題実績
	無	無	H21、H31、R4、R5 ※1
	有	有	H18～H25 (H21を除く。)、H28～H30、R2、R3、R6 ※2
	有	無	—
	無	有	H26、H27 ※3

※1 R3においては、公開会社がした監査役の任期を約10年に伸長する旨の定款の変更が効力を生じないことから、監査役の任期満了による退任の登記を申請するとの論点が出題されていた。

※2 H29・H30・R2・R3においては、登記することができない事項がない場合には、答案用紙に「なし」と記載する旨の指示があった。また、R3においては、「(法令上登記すべき事項とされていない事項を除く。)」との指示があった。

さらに、H30においては、以下の問いが出題されていた。

問4 問3の登記することができない事項があった場合において、改めてその登記をするため、後日臨時株主総会を開催して議案の承認決議によって直ちにその事項の効力を生じさせようとするときは、司法書士法務道子は、エース株式会社の代表者に対し、当該株主総会において、どのような議案を決議すべきであると提案すればよいか、法令遵守の観点も踏まえ、その決議すべき議案を第37問答案用紙の第4欄に記載しなさい。問3の登記することができない事項がない場合には、第37問答案用紙の第4欄に「なし」と記載しなさい。

※3 H26においては就任の承諾をしていない取締役の就任による変更の登記、H27においては権利義務取締役が辞任したことによる退任の登記及び募集株式の発行による変更の登記が、それぞれ登記不可事項である。

c 未出論点の出題

* 会社法や商業登記法の択一式問題でも出題されることがない論点が出題されることがある。

d 既出論点の出題

R6	監査役設置会社の定め廃止及び監査役の変更、会計参与設置会社の定め設定及び会計参与の変更	H19
	募集株式の発行(株主割当)	H19
	取締役等の会社に対する責任の免除(登記不可事項)	H19(申請代理不可事項)
	責任限定契約	H19
R5	補欠取締役の予選と就任	H30
	吸収分割による変更	H28
	募集株式の発行(第三者割当)	R2、H27、H25、H20
	監査等委員会設置会社関係	H28(移行)
R4	本店移転	H29(管轄内本店移転)、H26、H23(以上、管轄外本店移転)
	資本金の額の減少	H26、H23
R3	株主名簿管理人の設置	H20
	会計監査人の自動再任	H28、H23、H20
	公開会社化(株式の譲渡制限に関する規定の変更)	H29、H24
	支配人関係(代表取締役による支配人の選任:登記不可事項)	H30、H29、H25
R2	募集株式の発行(第三者割当)	H27、H25、H20
	取締役会設置会社の定め廃止+代表権付与	H26
	取締役等の会社に対する責任の免除(登記不可事項)	H19(申請代理不可事項)
H31	吸収合併	H24
	株式の分割及び発行可能株式総数の変更	H18
	事業年度の変更	H23、H20
H30	取締役会設置会社の定め設定	H21、H18
	監査役会設置会社の定め設定	H21(設定)、H20(設定:申請代理不可事項)
	支配人の代理権消滅	H29(解散したことにより抹消する記号が記録された支配人の辞任の可否) H25(後見開始の審判を受けた支配人の解任の可否)
	公開会社化(株式の譲渡制限に関する規定を廃止することによる公開会社化:登記不可事項)	H29(非譲渡制限株式でない株式を発行することによる公開会社化) H24(通常の株式会社への移行の際にした株式の譲渡制限に関する規定の定め廃止による公開会社化)
H29	本店移転(管轄内本店移転)	H26、H23(以上、管轄外本店移転)
	公開会社化(非譲渡制限株式でない株式を発行することによる公開会社化)	H24(通常の株式会社への移行の際にした株式の譲渡制限に関する規定の定め廃止による公開会社化)
	支配人を置いた営業所移転(本店移転)	H25(支店移転)
	支配人の代理権消滅(解散したことにより抹消する記号が記録された支配人の辞任の可否)	H25(後見開始の審判を受けた支配人の解任の可否)

H28	新株予約権の行使	H21、H18
	監査役設置会社の定めの廃止	H26、H19
	代表取締役の予選	H20(登記不可事項)
	会計監査人の自動再任	H23、H20
H27	取締役会設置会社の定めの設定	H25、H24
	監査役設置会社の定めの設定	
	定款の任期に関する定めの短縮	H25、H21
	募集株式の発行(第三者割当)	H25、H20
H26	本店移転	H23
	株式の譲渡制限に関する規定の設定	H23
	監査役設置会社の定めの廃止	H19
H25	定款の任期に関する定めの短縮	H21
	資本金の額の減少	H23
	募集株式の発行(第三者割当)	H20
H23	監査役会設置会社(廃止)	H21(設定)、H20(設定：申請代理不可事項)
	事業年度の変更	H20
	会計監査人の自動再任	H20

e 特殊型問題の出題

R6	株式交付
R5	吸収分割
H31	吸収合併
H30	継続
H29	解散及び清算人の就任
H28	監査等委員会設置会社の定めの設定
	吸収分割
H27	株式交換
H26	株式会社の組織変更(組織変更後会社：合同会社)
H25	100%減資
H24	特例有限会社の商号の変更による通常の株式会社への移行
	吸収合併
H23	異なる管轄の区域内への本店の移転
H22	新設分割

* 出題されていないのは、通常の設定の登記、指名委員会等設置会社の定めの設定の登記、持分会社の組織変更の登記、新設合併の登記及び株式移転の登記である。

② 対 策

- a 時間配分、解答順序
- b 択一式問題で問われる会社法及び商業登記法の知識の充実
主要な未出の論点を網羅的に押さえておく。
- c 申請書例の正確な暗記
- d 合理的な解法
- e 平成26年会社法改正及び平成27年・平成28年商業登記規則改正への対応
- f 令和元年会社法改正及びそれに伴う商業登記法・商業登記法の改正への対応
- g 持分会社の登記

③ 特別検討事項

申請すべき登記等は、別紙のとおりである。

<民法の重要判例（平成25年～現在）>

1 平成25年

- ① 通行地役権の承役地が担保不動産競売により売却された場合において、最先順位の抵当権の設定時に、既に設定されている通行地役権に係る承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、上記抵当権の抵当権者がそのことを認識していたか又は認識することが可能であったときは、特段の事情がない限り、登記がなくとも、通行地役権は上記の売却によっては消滅せず、通行地役権者は、買受人に対し、当該通行地役権を主張することができる（最判平25.2.26）。【R3-10-オ】
- ② 既に弁済期にある自働債権と弁済期の定めのある受働債権とが相殺適状にあるというためには、受働債権につき、期限の利益を放棄することができるというだけでなく、期限の利益の放棄又は喪失等により、その弁済期が現実に到来していることを要する（最判平25.2.28）。【R3-17-ア】
- ③ 明示的一部請求の訴えの提起は、債権の一部消滅の抗弁に理由があると判断されたため債権の総額が認定されたとしても、残部について裁判上の請求に準ずるものとして消滅時効の中断の効力を生ずるものではない。
- 明示的一部請求の訴えの提起は、残部につき権利行使の意思が継続的に表示されているとはいえない特段の事情のない限り、残部について裁判上の催告として消滅時効の中断の効力を生ずる。
- 催告から6箇月以内に再び催告をしても、第1の催告から6箇月以内に民法153条所定の措置を講じなかった以上は、消滅時効が完成し、この理は、第2の催告が明示的一部請求の訴えの提起による裁判上の催告であっても異ならない。（以上、最判平25.6.6）【H28-6-エ】
- ④ 保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をした場合、当該弁済は、特段の事情のない限り、主たる債務者による承認として当該主たる債務の消滅時効を中断する効力を有する（最判平25.9.13）【H29-6-エ】。
- ⑤ 共有者が遺産共有持分と他の共有持分との間の共有関係の解消のために裁判上採るべき手続は共有物分割訴訟であり、その判決で遺産共有持分を有する者に分与された財産は遺産分割の対象となり、この財産の共有関係の解消は遺産分割による【R2-10-エ】。
- 遺産共有持分の価額を賠償させる方法による共有物分割の判決がされた場合には、賠償金の支払を受けた者は、これをその時点で確定的に取得するものではなく、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負う。
- 裁判所は、遺産共有持分の価額を賠償させる方法による共有物分割の判決をする場合には、同持分を有する各共有者において遺産分割がされるまで保管すべき賠償金の範囲を定め、持分取得者にその範囲に応じた賠償金の支払を命ずることができる。（以上、最判平25.11.29）
- ⑥ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、妻との性的関係の結果もうけたものであり得なくても、夫の子と推定される（最決平25.12.10）。

2 平成26年

- ① 共同相続人のうち自己の相続分の全部を譲渡した者は、遺産確認の訴えの当事者適格を有しない（最判平 26.2.14）【H28-pm6-7】。
- ② 権利能力のない社团は、構成員全員に総有的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社团の代表者の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有する（最判平 26.2.27）【H28-pm6-9】。
- ④ 認知者は、民法 786 条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異なる（最判平 26.1.14、最判平 26.3.28）。【H30-21-エ】
- ③ 時効期間の満了前6箇月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合において、少なくとも、時効期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、民法 158 条1項が類推適用される（最判平 26.3.14）。
- ⑤ 子が実親の一方及び養親の共同親権に服する場合、民法 819 条6項の規定に基づき、子の親権者を他の一方の実親に変更することはできない（最判平 26.4.14）【R2-20-オ】。
- ⑥ 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠(DNA検査)により明らかであり、かつ、次に掲げる事情のいずれかがあっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、同条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26.7.17 の2件の判例）。【H31-20-5】
- (a) 夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情
- (b) 現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情

3 平成27年

- ① 事前求償権を被保全債権とする仮差押えは、事後求償権の消滅時効の完成猶予の効力を有する（最判平 27.2.17）。
- ② 責任を弁識する能力のない未成年者の蹴ったサッカーボールが校庭から道路に転がり出て、これを避けようとした自動二輪車の運転者が転倒して負傷し、その後死亡した場合において、次の(a)から(c)までの事情の下では、当該未成年者の親権者は、民法 714 条1項の監督義務者としての義務を怠らなかったというべきである（最判平 27.4.9）。【H31-19-エ】
- (a) 上記未成年者は、放課後、児童らのために開放されていた小学校の校庭において、使用可能な状態で設置されていたサッカーゴールに向けてフリーキックの練習をしていたのであり、殊更に道路に向けてボールを蹴ったなどの事情もうかがわれない。
- (b) 上記サッカーゴールに向けてボールを蹴ったとしても、ボールが道路上に出ることが常態であったものとはみられない。
- (c) 上記未成年者の親権者である父母は、危険な行為に及ばないように日頃から通常のしつけをしており、上記未成年者の本件における行為について具体的に予見可能であったなどの特別な事情があったこともうかがわれない。

- ③ 債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をした場合において、譲渡人に対抗することができた事由の存在を譲受人が知らなかったとしても、このことについて譲受人に過失があるときには、債務者は、当該事由をもって譲受人に対抗することができる（最判平27.6.1）。
- ④ 保証人が主たる債務者に対して取得した求償権の消滅時効の中断事由がある場合であっても、共同保証人間の求償権について消滅時効の中断の効力は生じない（最判平27.11.19）。【H31-16-イ】
- ⑤ 遺言者が自筆証書である遺言書に故意に斜線を引く行為は、その斜線を引いた後になお元の文字が判読できる場合であっても、その斜線が赤色ボールペンで上記遺言書の文面全体の左上から右下にかけて引かれているという事実関係の下においては、その行為の一般的な意味に照らして、上記遺言書の全体を不要のものとし、そこに記載された遺言の全ての効力を失わせる意思の表れとみるのが相当であり、民法1024条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当し、遺言を撤回したものとみなされる（最判平27.11.20）。

4 平成28年

- ① 動機は、たとえそれが表示されても、当事者の意思解釈上、それが法律行為の内容とされたものと認められない限り、表意者の意思表示に要素の錯誤はない（最判平28.1.12）。
- ② 精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」（民法714条1項）に当たるとすることはできない（最判平28.3.1）。【H31-19-イ】
なお、法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務者に準ずべき者として、民法714条1項が類推適用される（最判平28.3.1）。【H31-19-イ】
- ③ 相続の開始後認知によって相続人となった者が他の共同相続人に対して910条に基づき価額の支払を請求する場合における遺産の価額算定の基準時は、価額の支払を請求した時である（最判平28.2.26）。そして、910条に基づく他の共同相続人の価額の支払債務は、履行の請求を受けた時に遅滞に陥る（最判平28.2.26）。
- ④ いわゆる花押を書くことは、押印の要件を満たさない（最判平28.6.3）。【H31-22-イ】
- ⑤ 地上建物に対する仮差押えが本執行に移行して強制競売手続がされた場合において、仮差押えの時点で土地及び地上建物の所有者が同一であったときは、差押えの時点で土地が第三者に譲渡されていたとしても、法定地上権が成立する（最判平28.12.1）【R4-12-イ】。
- ⑥ 共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることなく、遺産分割の対象となる（最大決平28.12.19）。【R3-22-ウ】

5 平成29年

- ① 専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について民法802条1号にいう「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとすることはできない（最判平29.1.31）。
- ② 共同相続された定期預金債権及び定期積金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない（最判平29.4.6）。

6 平成30年

- ① 抵当権者に対抗することができない賃借権が設定された建物が担保不動産競売により売却された場合において、その競売手続の開始前から当該賃借権により建物の使用又は収益をする者は、当該賃借権が滞納処分による差押えがされた後に設定されたときであっても、民法395条1項1号に掲げる「競売手続の開始前から使用又は収益をする者」に当たる（最決平30.4.17）。
- ② 共同相続人間においてされた無償による相続分の譲渡は、譲渡に係る相続分に含まれる積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定した当該相続分に財産的価値があるとはいえない場合を除き、上記譲渡をした者の相続において、民法903条1項に規定する「贈与」に当たる（最判平30.10.19）。
- ③ 詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済みの金員相当額の支払債務は、履行の請求を受けた時に遅滞に陥る（最判平30.12.14）【R5-16-ウ】。

7 平成31年（令和元年）

- ① 夫婦の一方は、他方と不貞行為に及んだ第三者に対し、当該第三者が、単に不貞行為に及ぶにとどまらず、当該夫婦を離婚させることを意図してその婚姻関係に対する不当な干渉をするなどして当該夫婦を離婚のやむなきに至らしめたものと評価すべき特段の事情がない限り、離婚に伴う慰謝料を請求することはできない（最判平31.2.19）。
- ② 民法916条にいう「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、相続の承認又は放棄をしないで死亡した者の相続人が、当該死亡した者からの相続により、当該死亡した者が承認又は放棄をしなかった相続における相続人としての地位を、自己が承継した事実を知った時をいう（最判令元.8.9）。
- ③ 相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に当該遺産の分割をしていたときは、民法910条に基づき支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額は、当該分割の対象とされた積極財産の価額である（最判令元.8.27）。
- ④ 債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の完成猶予及び更新の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しない（最判令元.9.19）。

8 令和2年

- ① 婚姻費用分担審判の申立て後に当事者が離婚したとしても、これにより婚姻費用分担請求権は消滅しない（最判令2.1.23）。
- ② 交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めている場合において、不法行為に基づく損害賠償制度の目的及び理念に照らして相当と認められるときは、同逸失利益は、定期金による賠償の対象となる。
後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命ずるに当たっては、交通事故の時点で、被害者が死亡する原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、就労可能期間の終期より前の被害者の死亡時を定期金による賠償の終期とすることを要しない。（以上、最判令2.7.9）
- ③ 被用者が使用者の事業の執行について第三者に損害を加え、その損害を賠償した場合には、被用者は、諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から相当と認められる額について、使用者に対して求償することができる（最判令2.2.28）。
- ④ 同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在する場合における借主による充当の指定のない一部弁済は、特段の事情のない限り、上記各元本債務について消滅時効を更新する効力を有する（最判令2.12.15）。

9 令和3年

- ① 自筆遺言証書に真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているからといって同証書による遺言が無効となるものではない（最判令3.1.18）。
- ② 土地の売買契約の買主は売主に対し当該土地の引渡しや所有権移転登記手続をすべき債務の履行を求めるための訴訟の提起等に係る弁護士報酬を債務不履行に基づく損害賠償として請求することはできない（最判令3.1.22）。
- ③ 父母以外の第三者は、事実上子を監護してきた者であっても、家庭裁判所に対し、子の監護に関する処分として上記第三者と子との面会交流について定める審判を申し立てることはできない（最判令3.3.29）。
- ④ 父母以外の第三者は、事実上子を監護してきた者であっても、家庭裁判所に対し、子の監護に関する処分として子の監護をすべき者を定める審判を申し立てることはできない（最判令3.3.29）。
- ⑤ 交通事故の被害者の加害者に対する車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の短期消滅時効は、同一の交通事故により同一の被害者に身体傷害を理由とする損害が生じた場合であっても、被害者が、加害者に加え、上記車両損傷を理由とする損害を知った時から進行する（最判令3.11.2）。

10 令和4年

- ① 不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金は、民法405条の適用又は類推適用により元本に組み入れることはできない（最判令4.1.18）。
- ② 離婚に伴う慰謝料として夫婦の一方が負担すべき損害賠償債務は、離婚の成立時に遅滞に陥る（最判令4.1.28）。
- ③ 離婚請求に附帯して財産分与の申立てがされた場合において、裁判所が離婚請求を認容する判決をするに当たり、当事者が婚姻中にその双方の協力によって得たものとして分与を求める財産の一部につき、財産分与についての裁判をしないことは許されない（最判令4.12.26）。

11 令和5年

- ① 複数の包括遺贈のうちの一つがその効力を生ぜず、又は放棄によってその効力を失った場合、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときを除き、その効力を有しない包括遺贈につき包括受遺者が受けるべきであったものは、他の包括受遺者には帰属せず、相続人に帰属する（最判令5.5.19）。
- ② 遺言により相続分がないものと指定された相続人は、遺留分侵害額請求権を行使したとしても、特別寄与料を負担しない（最決令5.10.26）。
- ③ 抵当不動産の賃借人は、抵当権者が物上代位権を行使して賃料債権を差し押さえる前に、賃貸人との間で、登記後取得債権と将来賃料債権とを直ちに対当額で相殺する旨の合意をしたとしても、当該合意の効力を抵当権者に対抗することはできない（最判令5.11.27）。

12 令和6年

- ① 相続回復請求の相手方である表見相続人は、真正相続人の有する相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても、当該真正相続人が相続した財産の所有権を時効により取得することができる（最判令6.3.19）。このことは、包括受遺者が相続回復請求権を有する場合であっても異なるものではない（最判令6.3.19）。
- ② 嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる（最判令6.6.21）。

<近年の不動産登記法の重要先例>

(前注) 法令等の改正に伴う基本通達等は記載されていない。

- 1 相続による所有権の移転の登記がされている農地について、真正な登記名義の回復を原因として、他の相続人に所有権の移転の登記を申請する場合には、不動産登記法においては、登記原因証明情報の内容として事実関係(相続登記が誤っていること、申請人が相続により取得した真実の所有者であることなど)又は法律行為(遺産分割等)が記録されていれば、農地法の許可を証する情報の提供を要しない(平24.7.25民二1906号)。
- 2 相続人を受遺者とする場合には、農地法の許可を要しないため(農地法施行規則15条5号)、農地法の許可を証する情報の提供を要しない(平24.12.14民二3486号。登記原因の日付は、特定遺贈の効力が生じた日である。)。【H31-14-ウ】
- 3 震災復興事業に基づく用地取得において、被災自治体が所有権の登記名義人等に代位して相続を原因とする所有権の移転の登記を囑託する場合に、相続の放棄を行った相続人がいるときは、相続の放棄があったことを証する情報として、相続放棄申述受理証明書に代え、これと同等の内容が記載された「相続放棄等の申述有無についての照会に対する家庭裁判所からの回答」を添付することができる(平26.4.24民二265号)。
- 4 登記記録上存続期間が満了している地上権又は賃借権が区分建物の敷地権利用権である場合には、地上権等の存続期間の変更の登記を申請することが事実上困難なケースがあるため、当該存続期間の変更が法定更新(借地借家法5条2項)によるときは、一部の準共有者による保存行為(民法252条ただし書)としての登記の申請が認められ、地上権設定者全員とともに、地上権等の準共有者の一部の者から地上権等の存続期間の変更の登記を申請することができる(平27.1.19民二57号)。
- 5 被相続人の妻及び妹としての相続人の資格を併有する申請人が、相続を証する情報として、戸(除)籍の謄本及び相続放棄申述受理証明書のほか、配偶者(妻)としての相続の放棄をしたことを確認することができる相続放棄申述書の謄本及び妹としては相続の放棄をしていない旨記載された印鑑証明書付きの上申書を提供してされた相続による所有権の移転の登記の申請は、受理して差し支えない(平27.9.2民二363号)。【H29-19-エ】

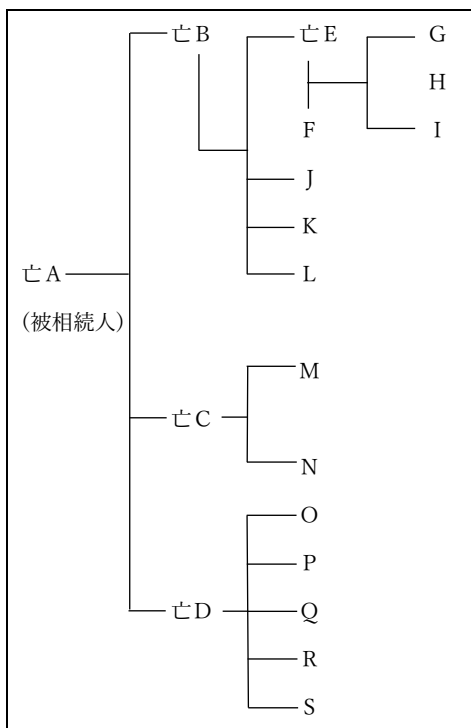
6 相続による所有権の移転の登記（以下「相続登記」という。）の申請において、相続を証する市町村長が職務上作成した情報（不動産登記令別表の22の項の添付情報欄）である除籍又は改製原戸籍（以下「除籍等」という。）の一部が滅失等していることにより、その謄本を提供することができないときは、戸籍及び残存する除籍等の謄本のほか、滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書及び「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書（印鑑証明書添付）の提供を要する取扱いとされている（昭44.3.3民事甲373号）。しかしながら、上記回答が発出されてから50年近くが経過し、「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書を提出することが困難な事案が増加していることなどに鑑み、本日以降は、戸籍及び残存する除籍等の謄本に加え、除籍等（明治5年式戸籍（壬生戸籍）を除く。）の滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書が提供されていれば、相続登記をして差し支えないものとする（「他に相続人はない」旨の証明書の提供を要しない。平28.3.11民二219号）。【R3-19-7】

7 所有権の登記名義人Aが死亡し、Aの法定相続人がB及びCのみである場合において、Aの遺産の分割の協議がされないままBが死亡し、Bの法定相続人がCのみであるときは、CはAの遺産の分割をする余地はないことから、CがA及びBの死後にAの遺産である不動産の共有持分を直接全て相続し、取得したことを内容とするCが作成した書面は、登記原因証明情報としての適格性を欠く（平28.3.2民二154号）。【R4-21-ア、H31-36】

これに対して、所有権の登記名義人Aが死亡し、Aの法定相続人がB及びCのみである場合において、BとCの間でCが単独でAの遺産を取得する旨のAの遺産の分割の協議が行われた後にBが死亡したときは、遺産の分割の協議は要式行為ではないことから、Bの生前にBとCの間で遺産分割協議書が作成されていなくとも当該協議は有効であり、また、Cは当該協議の内容を証明することができる唯一の相続人であるから、当該協議の内容を明記してCがBの死後に作成した遺産分割協議証明書は、登記原因証明情報としての適格性を有し、これがCの印鑑証明書とともに提供されたときは、相続による所有権の移転の登記の申請に係る登記をすることができる（平28.3.2民二154号）。

8 相続登記の申請において、所有権の登記名義人である被相続人の登記記録上の住所が戸籍の謄本に記載された本籍と異なる場合には、相続を証する市区町村長が職務上作成した情報（令別表22添付情報欄）の一部として、被相続人の同一性を証する情報の提供が必要であるところ、当該情報として、住民票の写し（ただし、本籍及び登記記録上の住所が記載されているものに限る。）、戸籍の附票の写し（ただし、登記記録上の住所が記載されているものに限る。）又は所有権に関する被相続人名義の登記済証の提供があれば、不在籍証明書及び不在住証明書など他の添付情報の提供を求めることなく被相続人の同一性を確認することができ、当該申請に係る登記をすることができる（平29.3.23民二175号）。【H31-13-7・4】

9



Aを所有権の登記名義人とする甲不動産について、左記の相続関係説明図記載のとおり遺産分割が未了のまま数次相続が発生したことを前提に、Eの相続人の一人であるGから、Gが甲不動産を相続したことを内容とする遺産分割協議書を登記原因証明情報の一つとして添付した上で、「年月日B相続、年月日E相続、年月日相続」を登記原因とするGへの所有権の移転の登記の申請が1件の申請でされた。

単独相続が中間において数次行われた場合には、相続を登記原因とする所有権の移転の登記を1件の申請で行うことができ、この単独相続には遺産分割により単独相続になった場合も含まれることについては先例（昭30.12.16民事甲2670号）において示されているが、本件においては、第一次相続の相続人による遺産分割が未了のまま第二次相続及び第三次相続が発生し、その後の遺産分割協議が第一次相続及び第二次相続の各相続人の地位を承継した者並びに第三次相続の相続人によって行われたものであり、本遺産分割協議書には、A名義の不動産をGが単独で相続

した旨の記載があるのみであることから、上記昭30.12.16民事甲2670号の取扱いの対象となるかどうかは明らかではない。

本遺産分割協議書の記載の趣旨は、第一次相続から第三次相続までの相続関係から合理的に推認すれば、まず、①第一次相続の相続人の地位を承継した者（FからSまで）により亡Bに甲不動産を承継させる合意、次に、②亡Bを被相続人とする第二次相続の相続人（J、K及びL）及び相続人の地位を承継した者（F、G、H及びI）により亡Eに甲不動産を承継させる合意、そして、③亡Eを被相続人とする第三次相続の相続人（F、G、H及びI）によりGに甲不動産を承継させる合意の各合意をいずれも包含するものと解されるため、登記原因欄の上記記載は相当であると考えられる。また、上記各相続における相続人又は相続人の地位を承継した者であるFからSまでの全員の署名押印があり、第一次相続から第三次相続までの遺産分割協議をするためにそれぞれ必要な者によって遺産分割が行われたと考えられる。そうすると、上記昭30.12.16民事甲2670号に従って、本件の登記申請に係る登記をすることができる（平29.3.30民二237号）。

- 10 登記記録上存続期間が満了している地上権又は賃借権を敷地権とする区分建物の所有権の移転の登記が申請されたときは、当該登記の申請情報及び添付情報から当該区分建物の敷地権が消滅していることが明らかな場合を除き、当該登記をすることができる（平30.10.16民二490号）【R2-20-7】。

- 11 甲不動産の所有権の登記名義人Aが死亡し、その相続人B、C及びDによる遺産分割協議が未了のまま、更にDが死亡し、その相続人がE及びFであった場合において、B及びCがE及びFに対してそれぞれの相続分を譲渡した上で、E F間において遺産分割協議をし、Eが単独で甲不動産を取得することとしたとして、Eから登記原因を証する情報として、当該相続分の譲渡に係る相続分譲渡証明書及び当該遺産分割協議に係る遺産分割協議書を提供して、「平成何年何月何日（Aの死亡の日）D相続、平成何年何月何日（Dの死亡の日）相続」を登記原因として、甲不動産についてAからEへの所有権の移転の登記の申請があったときは、遺産の分割は相続開始の時にさかのぼってその効力が生じ（民法第909条）、中間における相続が単独相続であったことになるから、他に却下事由が存在しない限り、当該申請に基づく登記をすることができる（平30.3.16民二136号）【R2-19-エ】。
- 12 委託者を甲及び乙、受託者を乙、受益者を甲及び乙、信託財産を甲及び乙が共有する不動産とし、当該不動産の全体を一体として管理又は処分等をすべき旨の信託契約をしたとして、甲及び乙を所有権の登記名義人とする当該不動産について、当該信託を登記原因とし、共有者全員持分全部移転及び信託を登記の目的とする登記の申請がされた。この信託は、受託者以外の者（甲）が有する財産の管理又は処分等がその内容に含まれていることから、いわゆる自己信託（信託法（平成18年法律第108号）第3条第3号）には直ちに該当せず、信託契約（同条第1号）によるものとして、共有者全員持分全部移転及び信託の登記の方法により登記をすることが相当であると考えられるため、他に却下事由がない限り、当該申請に基づく登記をすることができる（平30.12.18民二760号）。
- 13 債権者が相続登記を相続人に代位して申請する場合において、その添付情報として相続放棄の申述がないことを証明する情報の提供は、必ずしも要しない（令3.7.29民二886号）。
- 14 地役権の設定登記請求権を保全するための処分禁止の登記と保全仮登記が一の嘱託情報によって嘱託された場合の登録免許税の額は、不動産1個につき1,000円である（令3.10.8民二988号）。
- 15 相続による所有権の移転の登記の申請において、所有権の登記名義人である被相続人の登記記録上の住所が戸籍の謄本に記載された本籍と異なる場合には、相続を証する市区町村長が職務上作成した情報（不動産登記令別表の22の項添付情報欄）の一部として、被相続人の同一性を証する情報の提供が必要であるところ、下記1又は2の場合においては、被相続人の同一性を確認することができ、「所有権の登記名義人と戸籍上の被相続人とは同一である」旨の相続人全員の上申書の提供を求めなく当該申請に係る登記をすることができる（令5.12.18民二1619号）。
- (1) 被相続人の同一性を証する情報として、被相続人の住民票の写し又は戸籍の附票の写し（以下これらを「住民票の写し等」という。）、固定資産税の納税証明書又は評価証明書（以下これらを「納税証明書等」という。）並びに不在籍証明書及び不在住証明書が提供された場合において、登記官が、登記記録上の不動産の表示及び所有権登記名義人の氏名が納税証明書等に記載された不動産の表示及び納税義務者の氏名と一致し、納税証明書等に記載された納税義務者の住所及び氏名が住民票の写し等に記載された被相続人の住所及び氏名と一致し、かつ、住民票の写し等に記載された被相続人の本籍及び氏名が被相続人に係る戸籍、除籍又は改製原戸籍の謄本（以下「戸籍等の謄本」という。）に記載された本籍及び氏名と一致していると認めるとき。

- (2) 登記原因証明情報として、遺言公正証書が提供された上、被相続人の同一性を証する情報として納税証明書等が提供された場合において、登記官が、登記記録上の不動産の表示及び所有権登記名義人の氏名が納税証明書等に記載された不動産の表示及び納税義務者の氏名と一致し、納税証明書等に記載された納税義務者の住所及び氏名が遺言公正証書に記載された遺言者の住所及び氏名と一致し、かつ、遺言公正証書に記載された遺言者及び相続人の氏名及び生年月日が戸籍等の謄本に記載された被相続人及び相続人の氏名及び生年月日と一致していると認めるとき。
- 16 下記事例において、委託者兼受益者Aが死亡したため、受託者Bから、受益者をBとする旨のB作成の報告的登記原因証明情報が提供された上で、受益者の変更登記の申請がされるとともに、登記権利者を受託者B、登記義務者を受益者Bとする不動産登記法第104条の2第2項の不動産に関する権利が信託財産に属する財産から固有財産に属する財産となった旨の登記の申請がされたところ、信託目録の記録からBが受益者とみなされることが明らかであるため、当該受益者の変更登記の申請は受理することができ、また、当該受益者の変更登記によって登記記録上の受託者及び受益者がいずれもBとなることから、信託財産を受託者の固有財産とする旨の登記の申請についても受理することができる（令6.1.10民二16号）

記

信託財産は不動産のみであり、以下のとおり、登記名義人を受託者Bとする所有権の登記がされている。

委託者A

受託者B（BはAの相続人の一人である。）

受益者A

信託目録に次の記録がある。

ア 委託者Aが死亡した場合には、信託が終了する。

イ 委託者の死亡により信託が終了した場合の清算受託者及び残余財産帰属権利者は、信託終了時点における受託者とし、その者に給付引渡すものとする。

以上

令和6年度(2024年度)合格目標 択一式対策講座【理論編】 網羅率

1 総合

	網羅設問数	網羅率（正解できる問題数）
午前の部	169/175(35問×5設問)	96.5% (35問)
午後の部	172/175(35問×5設問)	98.2% (35問)
合計	341/350(70問×5設問)	97.4% (70問)

* 正解できなかった問題は、存在しない。

(前注) 設問の欄の は、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて解答できない設問である。

また、問題番号の は、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解できない問題である。

2 午前の部

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第1問	憲 法	憲・刑p103	憲・刑p123、210	憲・刑p130	憲・刑p122	憲・刑p129
第2問		憲・刑p194	憲・刑p96	憲・刑p194	憲・刑p94	憲・刑p96
第3問		憲・刑p273	憲・刑p271	憲・刑p269	憲・刑p273	憲・刑p282
第4問	民 法	民 I p14	民 I p59	民 I p15	民 II p327	民 II 334
第5問		民 I p94	民 I p95	民 I p94	民 I p95	民 I p95
第6問		民 I p120	民 I p124	民 I p105	民 I p98	民 II p65
第7問		民 I p174	民 I p178	民 I p179	民 I p178	民 I p176
第8問					民 I p196	民 I p193
第9問		民 I p223	民 I p223	民 I p223	民 I p225	民 I p228
第10問		民 I p149、p248	民 I p248	民 I p249	民 I p249	民 I p249
第11問		民 I p257	民 I p256		民 I p257	民 I p258
第12問		民 I p265	民 I p266	民 I p269	民 I p270	民 I p272
第13問		民 I p208	民 I p289	民 I p299	民 I p264、p303	民 I p292
第14問		民 I p307・308	民 I p309	民 I p310	民 I p292	民 I p292
第15問		民 I p349	民 I p343	民 I p347	民 I p347	民 I p346
第16問		民 II p34	民 II p31	民 II p35	民 II p35	民 II p40
第17問		民 II p63	民 II p75	民 II p75	民 II p83	民 II p88
第18問		民 II p175、p182	民 II p176	民 II p177	民 II p177	民 II p177
第19問		民 II p248	民 II p248	民 II p251	民 II p252	民 II p251
第20問		民 I p20	民 I p20	民 II p366、p379	民 II p378	民 II p380
第21問		民 II p383	民 II p383	民 II p382	民 II p383	民 II p384
第22問		民 II p450	民 II p445	民 II p445・p446	民 II p449	民 II p443
第23問		民 II p496	民 II p496	民 II p497	民 II p497	民 II p497
第24問	刑 法	憲・刑p395	憲・刑p405	憲・刑p408	憲・刑p398	憲・刑p412
第25問		憲・刑p527	憲・刑p367	憲・刑p527	憲・刑p530	憲・刑p530
第26問			憲・刑p569		憲・刑p611	憲・刑p613
第27問	会 社 法 商 法	会・商p25	会・商p44	会・商p46	会・商p652	会・商p645
第28問		会・商p102	会・商p93	会・商p109	会・商p67	会・商p314
第29問		会・商p138	会・商p138	会・商p185	会・商p150	会・商p151
第30問		会・商p246	会・商p247	会・商p250	会・商p253	会・商p234
第31問		会・商p278	会・商p271、p343	会・商p283	会・商p282	会・商p287
第32問		会・商p418	会・商p413	会・商p431	会・商p411	会・商p431
第33問		会・商p456	会・商p437	会・商p466	会・商p447	会・商p439
第34問		会・商p408	会・商p522	会・商p643	会・商p579	会・商p597
第35問		会・商p715	会・商p722・p723	会・商p726	会・商p731	会・商p733

3 午後の部

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第1問	民訴法	民訴等 p49	民訴等 p52	民訴等 p52	民訴等 p50	民訴等 p51
第2問		民訴等 p9	民訴等 p16	民訴等 p129	民訴等 p131	民訴等 p149
第3問		民訴等 p151	民訴等 p216	民訴等 p183	民訴等 p161	民訴等 p209
第4問		民訴等 p222	民訴等 p223	民訴等 p214	民訴等 p61、p218	民訴等 p220
第5問		民訴等 p274	民訴等 p273	民訴等 p272	民訴等 p272	民訴等 p276
第6問	民保法	民訴等 p478	民訴等 p481	民訴等 p474	民訴等 p501	民訴等 p480
第7問	民執法	民訴等 p449	民訴等 p452	民訴等 p456	民訴等 p459	民訴等 p461
第8問	司書法	供・書 p221	供・書 p222	供・書 p247	供・書 p257	供・書 p271
第9問	供託法	供・書 p18	供・書 p69	供・書 p24	供・書 p165	供・書 p19
第10問		供・書 p10、p81	供・書 p80・p81	供・書 p81	供・書 p82	供・書 p103
第11問		供・書 p126	供・書 p133	供・書 p111	供・書 p133	供・書 p132
第12問	不登法	不登 I p51、II p41	不登 I p50、II p227	不登 I p51、II p45	不登 II p137	不登 I p50、p443
第13問		不登 I p474	不登 I p63、II p65	不登 I p61、p274	不登 II p105	不登 II p182
第14問		不登 II p195	不登 II p198	不登 II p198	不登 I p107、II p197	不登 I p97、II p196
第15問		不登 I p185	不登 I p199		不登 I p199	不登 I p110
第16問		不登 I p394	不登 I p239	不登 I p346	不登 II p132	不登 I p398
第17問		不登 I p199	不登 II p89、I p462	不登 I p158	不登 I p161、p317	不登 I p161、p332
第18問		不登 II p163	不登 II p206	不登 II p165	不登 II p169	不登 I p283
第19問		不登 I p238	不登 I p271	民 II p374	不登 I p293	不登 I p250
第20問		不登 I p249	不登 I p249	不登 I p249	不登 I p322	不登 I p98
第21問		不登 I p222	不登 I p216	不登 I p218	不登 I p236	不登 I p333
第22問		不登 II p7	不登 I p484	不登 I p66	不登 I p482	不登 II p13
第23問		不登 II p177	不登 II p174	不登 II p173	不登 II p173	不登 II p174
第24問		不登 II p134	不登 II p136	不登 II p130、p134	不登 II p135、p134、p131	不登 II p134
第25問		不登 II p209	不登 II p207	不登 II p202	不登 II p210	不登 II p210
第26問		不登 I p205	不登 I p205	不登 I p201		不登 I p204
第27問	不登 I p177	不登 I p169	不登 I p167	不登 I p177	不登 I p326、p323	
第28問	商登法	商登 p618	商登 p618	商登 p622	商登 p623	商登 p623
第29問		商登 p293	商登 p98	商登 p96	商登 p104	
第30問		商登 p348	商登 p352	商登 p356	商登 p357	商登 p358
第31問		商登 p140	商登 p139	商登 p598	商登 p142	商登 p573
第32問		商登 p398	商登 p398	商登 p402	商登 p403	商登 p391
第33問		商登 p423	商登 p438	商登 p423	会・商 p447	商登 p449
第34問		商登 p526	商登 p538	商登 p541	商登 p541	商登 p539
第35問		商登 p694	商登 p693	商登 p714	商登 p710	商登 p717、p132

【担当講師】

ひめの ひろゆき
姫野 寛之

担当講座

本 科 生 入門総合本科生

上級総合本科生

単 科 基礎マスター

択一式対策講座【理論編】【実践編】

記述式対策講座・記述式過去問解説講座

択一予想論点マスター講座

予想論点ファイナルチェック

そ の 他 模擬試験・答練の解説講義、各種の直前対策講座

 <p>資格予備校講師・姫野寛之</p> <p>https://bit.ly/2EbLMKb</p> 	 <p>https://www.instagram.com/hiroyuki_himeno/</p> 
 <p>@hiroyukihimeno</p> <p>https://twitter.com/hiroyukihimeno</p> 	<p>ブログ 姫野司法書士試験研究所</p> <p>http://hiroyukihimeno.blog42.fc2.com/</p> 